令和８年度

横手市水防計画

（資　料　編）

横　手　市

＜目次＞

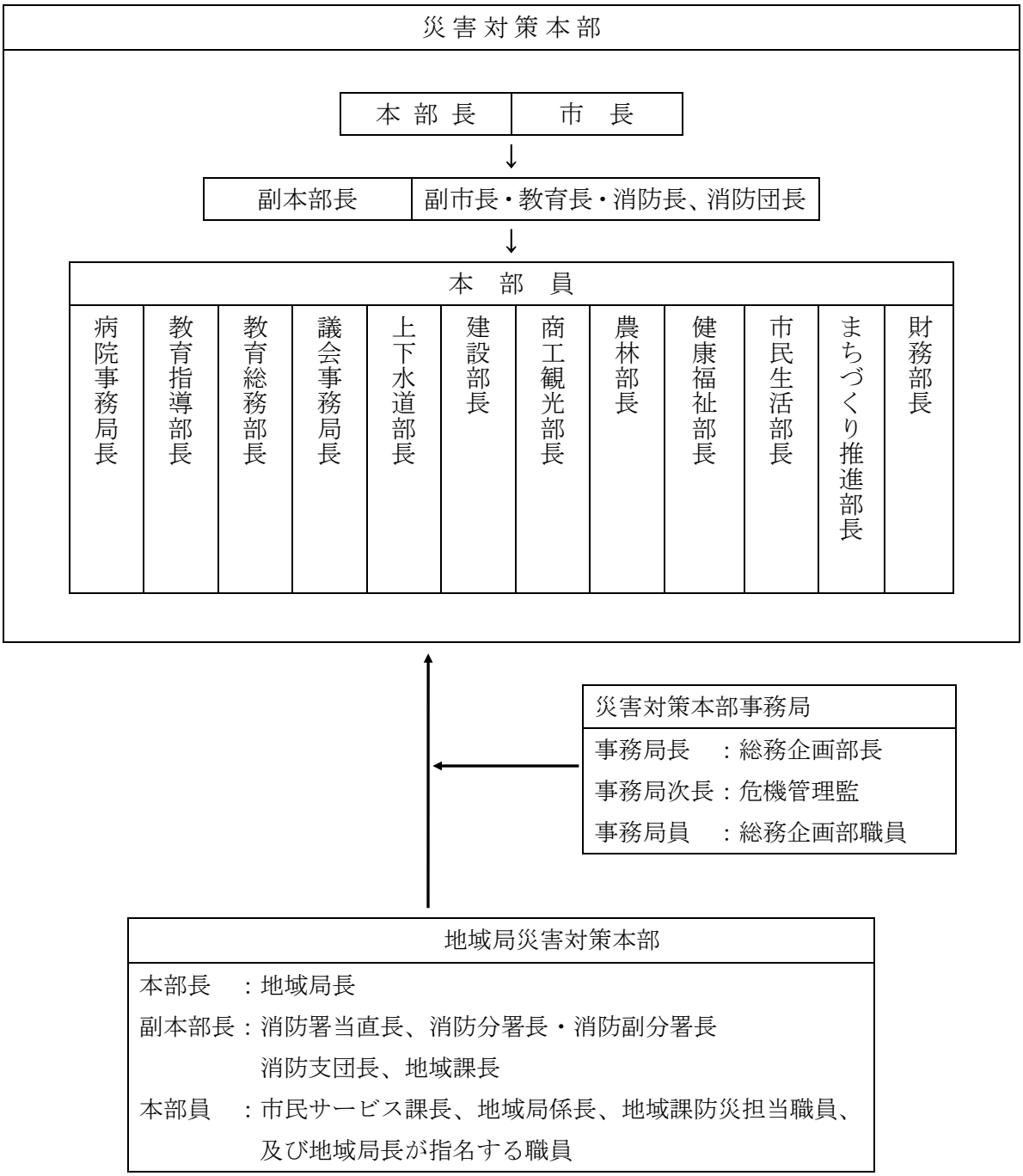
第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
水防関係機関の責務と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２章　水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
横手市水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
横手市水防組織事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第３章　重要水防箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
重要水防箇所評定基準（国管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・１０
重要水防箇所　（国管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
重要水防箇所評定基準（県管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・１８
重要水防箇所　（県管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第４章　予報及び警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
直轄河川洪水予報発表形式（湯沢河川国道事務所）・・・・・・・・・２２
直轄河川洪水予報伝達系統図（湯沢河川国道事務所）・・・・・・・・２５
直轄河川水位到達情報通知・水防警報伝達系統図・・・・・・・・・・２６
県管理河川水位到達情報通知発表形式・・・・・・・・・・・・・・・２７
県管理河川　水防警報、水位到達情報通知の伝達系統図・・・・・・・２８
直轄河川水防警報発表形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
県管理河川　水防警報発表形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第５章　水位等の観測、通報及び公表　・・・・・・・・・・・・・・・３１
隣接市町村に対する水防通報系統図・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第７章　ダム・水門等の操作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
市内または市に関連する県所管ダム一覧・・・・・・・・・・・・・・３２
市内の水防上重要な農業用ため池一覧・・・・・・・・・・・・・・・３３
第９章　水防施設及び輸送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
水防倉庫及び備蓄資器材一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第10章 水防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
水防団及び消防団の管轄地域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
水防団の所管地域１　県管理河川・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
水防団の所管地域２　国管理河川・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
水防工法一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
氾濫・決壊・漏水等の通報にかかる運用指針・・・・・・・・・・・・４６
氾濫・決壊・漏水等の通報系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
氾濫等の通報によるレベル５氾濫発生情報・・・・・・・・・・・・・５４
氾濫等の通報の伝達通路　国管理河川・・・・・・・・・・・・・・・５５
氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする場合の伝達経路
国管理河川・・・・・５６

第 14 章 水防報告等
水防活動実施報告書様式（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
水防活動状況報告書様式（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び
浸水の防止のための措置
洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等・・・・・・５９
第 17 章 水防協力団体
水防協力団体指定要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
水防協力団体指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
水防協力団体協力活動業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
水防協力団体認定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
水防協力団体との水防協働活動実施要領・・・・・・・・・・・・・・・７１
水防協力団体協力活動報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２

資料１－１　水防関係機関の責務と役割

機　関　名	責　　務
国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道 事務所	１．雄物川に洪水のおそれがあると認められるときは、秋田地方気象台長と共同して、その状況を水位、流量を示して秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 ２．雄物川について、洪水により損害が生ずるおそれがあるときは、水防警報を発し、秋田県知事に通知しなければならない。 ３．横手市に対し、河川に関する情報（雄物川の水位、河川管理施設操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供。 ４．重要水防箇所の合同巡視の実施。 ５．横手市が行う水防訓練への参加。 ６．横手市及び協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の貸与。 ７．水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣。 ８．水防活動の記録（大臣管理区間の河川巡視等による状況記録）及び広報。
秋田地方気象台	１．気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められたときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社その他報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。
秋田県 平鹿地域振興局 建設部	１．知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知をうけたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 ２．知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。 ３．知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。
横手警察署	１．住民の避難誘導および被災者の救出・救援 ２．危険区域居住者に対する避難の指示、警告および誘導 ３．被害実態の把握 ４．行方不明者の捜索及び遺体の検視
土地改良団体	１．地域の水害特性を把握し、適切な水門（ゲート）操作 ２．農業用排水路の適正な管理
市　民	１．自ら危険を察知し、自主避難すること ２．地域の水害特性を考慮した土地利用 （低地部での地下利用を避ける等） ３．気象情報および水害情報の収集・伝達 ４．水害事象について市および水防関係機関へ通報すること ５．周辺住民等の救出活動の支援 ６．市および水防機関が行う避難勧告・指示等に従うこと ７．緊急のための水防活動の従事
各施設管理者	１．水害特性を考慮した施設整備の推進 ２．気象情報および水害情報の収集と施設利用者等への伝達 ３．施設利用者等の安全の確保 ４．緊急のための水防活動の従事

資料２－１　横手市水防組織　※横手市地域防災計画から転記



資料２－２　横手市水防組織事務分掌１　※横手市地域防災計画から転記

【総務部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
総務企画部長	**総務班長** 総務課長	１．対策本部の設置及び廃止に関すること ２．防災指令の発令及び解除に関すること ３．本部員会議、関係本部員会議の招集に関すること ４．本部の庶務に関すること
	総務副班長 経営企画課長	５．災害応急対策の立案に関すること ６．関係各部門間及び各部任務分担の調整、決定に関すること ７．県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること ８．動員状況の把握及び職員配置に関すること ９．災害救助法の要請補助に関すること
	広報班長 秘書広報課長	１．避難指示等及び避難所、救護所等の周知に関すること ２．チラシ、ホームページ等による市民への情報伝達に関すること
	広報副班長 情報政策課長	３．報道機関との連絡に関すること ４．情報の収集及び整理に関すること ５．各部への情報伝達に関すること

【財務部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
財務部長	**財政班長** 財政課長	１．救援（義援）金品の受領保管に関すること ２．救援物資の受入れ・配送に関すること
	財政副班長 会計課長	３．救援物資保管場所の運営に関すること
	調達班長 財産経営課長	１．災害対策用物資、車両の調達に関すること ２．災害対策応急工事の契約に関すること
	調達副班長 契約検査課長	３．市施設の被害状況及び維持管理に関すること ４．対策本部機能の確保に関すること （機材、臨時電話等の設置）

資料２－２　横手市水防組織事務分掌２　※横手市地域防災計画から転記

【避難部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
まちづくり推進部長	**総務班長** 地域づくり支援課長 **総務副班長** 人事課長	１．避難所の設置、管理計画に関すること ２．地区交流センター等施設の被害状況の調査及び報告に関すること ３．地区交流センター等施設の復旧に関すること
	避難所班長 生涯学習課長 **避難所副班長** スポーツ振興課長 横手の未来ともにつくる課長	１．指定避難所の開設及び避難者の収容に関すること ２．指定避難所の運営に関すること ３．一時避難所転用に関すること ４．援護活動の協力に関すること ５．救援物資の受入れ、保管に関すること

【市民生活部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
市民生活部　長	**環境班長** 生活環境課長 **環境副班長** 国保年金課長 市民課長	１．災害地の清掃及びし尿処理に関すること ２．災害廃棄物の処理に関すること ３．清掃用車両、し尿吸排車の確保に関すること ４．へい獣の処理に関すること ５．空き家対策に関すること ６．遺体の洗浄、検案等の補助、収容施設の確保、輸送及び一時保存に関すること ７．埋火葬及び慰霊に関すること
	調査班長 税務課長 **調査副班長** 収納課長	１．災害状況調査、り災者確認、災害記録に関すること ２．警戒区域の設定に関すること ３．避難指示等の伝達に関すること ４．り災証明の発行に関すること ５．税の減免措置に関すること ６．救援物資の受入れ及び配布の応援に関すること ７．広報の応援に関すること

資料２－２　横手市水防組織事務分掌３　※横手市地域防災計画から転記

【健康福祉部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
健康福祉部長	**援護班長** 社会福祉課長	１．被災者の援護計画の策定及び救援活動(食品、物資の給付等)に関すること
	援護副班長 まるごと福祉課長	２．要配慮者の援護活動に関すること ３．災害ボランティアとの連携に関すること ４．日赤救護班への応援依頼に関すること ５．所管施設の福祉避難所開設に関すること ６．災害障害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護資金貸付けに関すること ７．義援金の配分に関すること ８．被災者生活再建支援に関すること
	保健医療班長 健康推進課長	１．医療、助産及び援護に関すること ２．応援要請により出動した医師会、日赤救護班との連携、補佐に関すること ３．感染症予防及び検病に関すること ４．避難者及び被災者の健康調査及び相談に関すること ５．医療救護班の編成及び巡回に関すること ６．応急救護所の設置に関すること ７．臨時予防接種、消毒等の感染症対策業務に関すること ８．医薬品、医療器具等の調達に関すること
	保健医療副班長 子育て支援課長 病院総務課長 又は課長補佐	

【農林部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
農林部長	**農林班長** 農業振興課長	１．農地及び農林業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること ２．家畜伝染病の予防・施設等の復旧に関すること ３．農林畜産関係の補助、融資等に関すること ４．農作物及び森林のり災証明に関すること ５．援助物資の受入れ及び配送の応援に関すること ６．その他防災活動の応援に関すること
	農林副班長 農林整備課長 食農推進課長	

資料２－２　横手市水防組織事務分掌４　※横手市地域防災計画から転記

【商工部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
商工観光部長	**商工班長** 商工労働課長	１．商工関係業者の被害調査に関すること ２．災害対策用の物資、資材の所有業者の把握に関すること ３．被災事業者に対する融資あっせん指導に関すること
	商工副班長 観光おもてなし課長	４．り災失業者の職業相談に関すること ５．援助物資の受入れ及び配送の応援に関すること ６．その他防災活動の応援に関すること

【建設部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
建設部長	**総務班長** 建設課長	１．国、県等関係機関との連絡に関すること ２．雨量、水位等の資料収集に関すること ３．部内調整に関すること
	総務副班長 建設課課長代理	
	調査班長 都市計画課長	１．公共土木施設の被害状況の調査及び情報収集に関すること ２．被災建物の応急危険度判定に関すること ３．被災住宅の応急修理に関すること
	調査副班長 建築住宅課長	４．応急仮設住宅の設置に関すること ５．応急仮設住宅設置場所の確保に関すること ６．応急仮設住宅の入居者の決定、管理及び安全対策に関すること ７．市施設の応急復旧対策に関すること
	土木班長 建設課長	１．公共土木施設の防災管理、応急対策及び復旧に関すること ２．障害物の除去に関すること
	土木副班長 建設課課長代理	３．応急・復旧資材の調達及び輸送に関すること

資料２－２　横手市水防組織事務分掌５　※横手市地域防災計画から転記

【上下水道部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
上下水道部長	**総務班長** 経営管理課長	１．上下水道施設の被害状況の把握に関すること ２．関係部署との連絡調整に関すること ３．職員の配置及び動員状況の把握に関すること ４．部内の調整に関すること
	水道班長 水道課長	１．飲料水、給水車両の確保と調達に関すること ２．給水に関する応援の要請に関すること ３．指定避難所、救護所、断水地域に対する給水に関すること ４．水道施設の被害調査に関すること ５．水道施設の応急措置及び復旧対策に関すること
	下水道班長 下水道課長	１．下水道施設の被害調査及び情報収集に関すること ２．下水道施設の応急措置及び復旧対策に関すること ３．応急復旧資材の調達及び輸送に関すること ４．土木班長との連絡調整に関すること ５．環境班長との連絡調整に関すること

【教育総務部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
教育総務部長	**総務班長** 教育総務課長	１．学校施設の被害状況の調査及び報告に関すること ２．学校施設の復旧に関すること
	総務副班長 伝統文化課長	３．臨時校舎の開設に関すること ４．指定避難所の開設及び運営に関すること（避難部と連携）

【教育指導部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
教育指導部長	**総務班長** 教育指導課長	１．児童生徒の避難及び救護に関すること ２．り災児童、生徒の学用品の調達に関すること
	総務副班長 学校教育課長	３．指定避難所の開設及び運営に関すること（避難部と連携）

資料２－２　横手市水防組織事務分掌６　※横手市地域防災計画から転記

【消防部】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
消防本部 次　長	**総務班長** 総務課長 **総務副班長** 予防課長	１．被害情報の集約及び本部への報告に関すること ２．援護班長との連絡調整に関すること ３．消防職員の動員に関すること ４．部内の災害応急対策計画の策定に関すること
	警防班長 警防課長 **警防副班長** 救急課長	１．災害防御活動の統括に関すること ２．被災者の救助及び救急活動に関すること ３．活動要員及び活動機材の輸送に関すること ４．避難指示等の広報伝達に関すること
	機動班長 消防署長 **機動副班長** 消防副団長	１．団員の招集に関すること ２．災害防御活動に関すること ３．被災者の救助及び救急活動に関すること ４．区域内の警備、警戒に関すること ５．住民の避難誘導に関すること

資料２－２　横手市水防組織事務分掌７　※横手市地域防災計画から転記

【地域局】

部　長	正副班長	主　な　事　務　分　掌
地域局長	**総務班長** 地域課長	１．地域局災害対策本部の設置及び廃止に関すること ２．地域局内の被害状況の把握と本部及び関係部署との連絡に関すること ３．動員状況の把握及び職員の配置に関すること ４．急傾斜地等の危険区域の確認と避難に関すること ５．道路、橋、堤防、上下水道等の応急復旧対策に関すること ６．通行不能箇所等危険箇所の表示に関すること ７．上下水道施設の被害調査及び情報収集に関すること ８．農地及び農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること ９．農作物及び森林のり災証明に関すること １０．農林畜産関係の補助、融資等に関すること １１．商工関係業者の被害調査に関すること １２．被災事業者に対する融資あっせん指導に関すること １３．援助物資の受入れ及び配送の応援に関すること
	援護班長 市民サービス課長	１．援助が必要な避難者の誘導及び収容に関すること ２．避難所の運営に関すること ３．避難者及び被災者の健康相談に関すること ４．遺体の収容に関すること ５．物資の配布に関すること ６．災害地の清掃及びし尿処理に関すること ７．相談窓口の設置に関すること ８．罹災証明の発行に関すること
	機動班長 消防支団長 **機動副班長** 消防副支団長	１．団員の招集に関すること ２．災害防御活動に関すること ３．り災者の救助及び救急活動に関すること ４．区域内の警備、警戒に関すること ５．住民の避難誘導に関すること
	建設班長 地域課長	１．急傾斜地などの危険区域の確認と避難に関することること ２．道路、橋、堤防、上下水道等の応急復旧対策に関すること ３．通行不能箇所等危険箇所の表示に関すること

※横手地域局については下記の通り対応することとする。

総務班事務　　７：上下水道部　　８～１０：農林部　　１１～１２：商工部

援護班事務　　１～２：横手地域課　　３：健康福祉部　　４～８：市民生活部

資料３－１　重要水防箇所評定基準（国管理河川）　　※県水防計画から転記

種別	重要度等		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸　閘			陸閘が設置されている箇所。

資料３－２　　重要水防箇所　（国管理河川）１　　※県水防計画から抜粋・転記

令 和 ８ 年 度 重 要 水 防 箇 所 総 括 表

河川名	直轄管理区間延長 (km)	水防対象堤防延長 (km)	重要度Ａ（水防上最も重要な区間）						重要度Ｂ（水防上重要な区間）						要注意区間		
			堤防（m）					工作物 (箇所)	堤防（m）					工作物 (箇所)	工事施工 (箇所)	新堤防旧川跡 (m)	陸閘 (箇所)
			越水	堤体漏水	基礎地盤漏水	水衝洗掘	計		越水	堤体漏水	基礎地盤漏水	水衝洗掘	計				
雄物川	87.9	146	44,665 44,495	1,130 0	582 200	674 0	47,051 44,695	7	50,576 46,552	23,511 12,281	6,856 4,481	750 0	81,693 63,314	15		11,884	2
右支川玉川	10.8	16	3,024 3,024	0 0	0 0	0 0	3,024 3,024	0	2,780 2,780	0 0	0 0	50 0	2,830 2,780	2			
右支川丸子川	1.5	2.3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	2,328 2,328	863 0	863 0	0 0	4,054 2,328	0		130	
右支川横手川	1.2	2.3	413 413	0 0	0 0	0 0	413 413	0	530 530	2,292 1,349	0 0	230 0	3,052 1,879	3			
左支川大納川	2.5	2.8	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	1,174 1,174	0 0	0 0	1,174 1,174	0			
右支川皆瀬川	9.0	16.5	2,257 2,257	200 200	0 0	0 0	2,457 2,457	0	216 216	5,050 4,834	0 0	0 0	5,266 5,050	1			
右支川成瀬川	3.0	7.0	2,925 2,925	0 0	386 200	0 0	3,311 3,125	0	1,301 1,301	0 0	1,626 1,471	0 0	2,927 2,772	0			

資料 3-2　　重要水防箇所別調書　　（国管理河川）２　　県水防計画から抜粋・転記

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号		令和８年度評定 堤防(m) A	令和８年度評定 堤防(m) B	令和８年度評定 工作物(箇所) A	令和８年度評定 工作物(箇所) B	令和７年度評定 堤防(m) A	令和７年度評定 堤防(m) B	令和７年度評定 工作物(箇所) A	令和７年度評定 工作物(箇所) B	対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
雄物川	71.0 ～ 71.2	角間川第一 右岸	越水 (完成堤)	55		189 189				189 189			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	十文字出張所
	71.3 ～ 71.4	小中島 左岸	越水 (完成堤)	56		136 136				136 136			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	71.3	小中島 角間川第一	大川橋	57				1				1	避難誘導	桁下高不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	71.4	小中島 角間川第一	雄物川第1橋梁	58				1				1	避難誘導	桁下高不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	71.3 ～ 75.3	小中島 左岸	堤体漏水 (暫堤)	59	200 0	4,017 4,017			200 0	4,017 4,017			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 72.2km～72.4km 重点監視区間		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	71.4 ～ 72.5	小中島 左岸	越水 (暫堤)	60	676 676	487 487			676 676	487 487			積土のう工 避難誘導			**雄物川橋**	**横手市 (大森地区)**	
	71.6 ～ 74.6	角間川第二 右岸	越水 (完成堤)	61		3,140 3,140				3,140 3,140			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	大曲出張所
	72.5 ～ 74.6	川西 左岸	越水 (完成堤)	62		2,234 0				2,234 0			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	74.6 ～ 75.2	野崎 右岸	越水 (暫堤)	63	631 631				631 631				積土のう工 避難誘導			雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	
	74.5 ～ 75.3	川西 左岸	基礎地盤漏水 (完成堤)	64		700 700				700 700			釜段工			雄物川橋	横手市 (大森地区)	十文字出張所
	76.0 ～ 76.2	阿気 右岸	越水 (完成堤)	65		266 266				266 266			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	77.0 ～ 77.1	阿気 右岸	水衝・洗掘		0 0				80 0				木流し工	R7年度対策済み		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	77.0 ～ 77.4	大森 左岸	越水 (完成堤)	66		358 358				358 358			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	77.8 ～ 78.0	館合 右岸	越水 (完成堤)	67		221 221				221 221			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	78.2 ～ 78.6	館合 右岸	越水 (完成堤)	68		185 185				185 185			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	78.6 ～ 80.6	大森 左岸	越水 (完成堤)	69		2,352 2,352				2,352 2,352			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		**雄物川橋**	**横手市 (大森地区)**	十文字出張所
	79.4 ～ 79.6	烏屋場 右岸	越水 (暫堤)	70		185 185				185 185			積土のう工 避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	79.6	大森 左岸	山城堰 用水樋管	71			1				1		避難誘導	浸透路長不足 許可工作物		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	80.0 ～ 80.8	烏屋場 右岸	越水 (暫堤)	72	248 248	347 347			248 248	347 347			積土のう工 避難誘導			**雄物川橋**	**横手市 (雄物川地区)**	
小計					1,755 1,555	14,817 12,583	1	2	1,835 1,555	14,817 12,583	1	2						

注）堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長　《暫堤　HWL以上の堤防》　《暫々堤　HWL未満の堤防》　雄物川　④

白抜きは、危険水位設定箇所

※　堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間（A）として設定しています。

資料 3-2　　重要水防箇所別調書　　（国管理河川）２　　県水防計画から抜粋・転記

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号		令和８年度評定 堤防(m) A	令和８年度評定 堤防(m) B	令和８年度評定 工作物(箇所) A	令和８年度評定 工作物(箇所) B	令和７年度評定 堤防(m) A	令和７年度評定 堤防(m) B	令和７年度評定 工作物(箇所) A	令和７年度評定 工作物(箇所) B	対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
雄物川	80.0 ～ 82.4	鳥屋場 右岸	堤体漏水 (暫堤)	73	200 0	1,968 1,621			200 0	1,968 1,621			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 82.2km～82.4km 重点監視区間		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	↑ 十文字出張所
	80.2	大森 鳥屋場	山城堰頭首工	74				1				1	避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	80.8 ～ 82.4	鳥屋場 右岸	越水 (無堤)	75	48 48	1,276 1,276			48 48	1,276 1,276			避難誘導			**雄物川橋**	**横手市 (雄物川地区)**	
	81.2 ～83.6	矢神 左岸	越水 (完成堤)	76		2,464 2,464				2,464 2,464			避難誘導	流下能力不足		**雄物川橋**	**横手市 (雄物川地区)**	
	82.4 ～85.0	沼館 右岸	越水 (完成堤)	77		2,463 2,463				2,463 2,463			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		**雄物川橋**	**横手市 (雄物川地区)**	
	82.4 ～ 84.6	沼館 右岸	堤体漏水 (完成堤)	78		2,518 0				2,518 0			避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	83.2	矢神 沼館	沼館橋	79				1				1	避難誘導	橋長不足、桁下高不足		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	83.9 ～ 84.2	今宿 左岸	越水 (暫堤)	80	284 284				284 284				避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	84.2 ～ 84.4	今宿 左岸	越水 (無堤)	81	293 293				293 293				避難誘導			**雄物川橋**	**横手市 (雄物川地区)**	
	84.4 ～ 85.0	今宿 左岸	越水 (暫々堤)	82	557 557				557 557				避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	85.0 ～ 85.7	今宿 左岸	越水 (無堤)	83	545 545				545 545				避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	85.2 ～ 85.6	福地 右岸	越水 (無堤)	84	493 493				493 493				避難誘導	85.2～85.6k霞堤区間		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	85.2 ～ 85.4	福地 右岸	堤体漏水 (無堤)	85	330 0				330 0				避難誘導	85.2～85.6k霞堤区間		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	85.4 ～ 85.5	福地 右岸	水衝・洗掘		0 0				70 0				木流し工	R7年度対策済み		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	86.8 ～ 87.6	福地 右岸	越水 (完成堤)	86		729 729				729 729			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	88.0 ～ 88.7	鵜の巣 左岸	越水 (完成堤)	87		687 687				687 687			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		**雄物川橋**	**羽後町**	
	88.32 ～ 89.4	福地 右岸	堤体漏水 (完成堤)	88		1,352 1,352				1,352 1,352			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	88.7 ～ 89.1	鵜の巣 左岸	越水 (特殊堤)	89		547 547				547 547			避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	
	89.2	鵜の巣 左岸	越水 (完成堤)	90		135 135				135 135			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	↓
小計					2,750 2,220	14,139 11,274	0	2	2,820 2,220	14,139 11,274	0	2						

注）堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長　　《暫堤　HWL以上の堤防》　《暫々堤　HWL未満の堤防》　　雄物川　⑤

白抜きは、危険水位設定箇所

※　堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間（A）として設定しています。

資料 3-2　　重要水防箇所別調書　　（国管理河川）３　　県水防計画から抜粋・転記

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号		令和８年度評定 堤防(m) A	令和８年度評定 堤防(m) B	令和８年度評定 工作物(箇所) A	令和８年度評定 工作物(箇所) B	令和７年度評定 堤防(m) A	令和７年度評定 堤防(m) B	令和７年度評定 工作物(箇所) A	令和７年度評定 工作物(箇所) B	対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
雄物川	89.2 ～ 89.6	下川原 左岸	越水 (完成堤)	91		353 353				353 353			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	十文字出張所
	89.8 ～ 90.8	下川原 左岸	水衝・洗掘		0 0				220 0				木流し工	R7年度対策済み		雄物川橋	羽後町	
	91.8 ～ 92.2	下川原 左岸	堤体漏水 (完成堤)	92		441 0				441 0			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	羽後町	
	92.8 ～ 93.2	睦合 右岸	堤体漏水 (完成堤)	93		400 400				400 400			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	横手市 (十文字地区)	
	93.0 ～ 95.4	大久保 左岸	越水 (完成堤)	94	806 806	1,526 1,526			806 806	1,526 1,526			避難誘導	流下能力不足		**雄物川橋**	**羽後町**	
	93.0 ～ 94.0	睦合 右岸	越水 (完成堤)	95		1,122 1,122				1,122 1,122			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		**雄物川橋**	**横手市 (十文字地区)**	
	93.15 ～ 93.35	福島 左岸	堤体漏水 (完成堤)	96		210 0				210 0			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	羽後町	
	93.2	福島 睦合	今泉橋	97			1				1		避難誘導	桁下高不足		雄物川橋	横手市 (十文字地区)	
	93.4 ～ 93.6	大久保 左岸	水衝・洗掘	98	200 0				200 0				木流し工			雄物川橋	羽後町	
	93.9	陸合 右岸	下堰用水樋管	99			1				1		避難誘導	浸透路長不足 ゲート改善　許可工作物		雄物川橋	横手市 (十文字地区)	
	93.9 ～ 94.0	大久保 左岸	水衝・洗掘	100	120 0				120 0				木流し工			雄物川橋	羽後町	
	94.2 ～ 95.0	白子川 右岸	越水 (暫堤)	101	667 667				667 667				積土のう工 避難誘導			**雄物川橋**	**湯沢市 (湯沢地区)**	
	94.5 ～ 95.1	大久保 左岸	水衝・洗掘	102		550 0				550 0			木流し工			雄物川橋 柳田橋	羽後町	
	95.0 ～ 95.8	柳田 右岸	越水 (暫々堤)	103	210 210	604 0			210 210	604 0			積土のう工 避難誘導			柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	95.1 ～ 97.3	柳田 右岸	堤体漏水 (暫々堤)	104	200 0	2,144 2,144			200 0	2,144 2,144			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 96.6km～96.8km 重点監視区間		柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	95.5 ～ 96.2	羽後 左岸	越水 (暫堤)	105	158 158	338 338			158 158	338 338			避難誘導			柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	95.5 ～ 95.6	羽後 左岸	水衝・洗掘	106		100 0				100 0			木流し工			柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	95.8 ～ 96.0	羽後 左岸	水衝・洗掘	107		100 0				100 0			木流し工			柳田橋	羽後町	
	95.8 ～ 96.9	柳田 右岸	越水 (暫堤)	108		593 0				593 0			積土のう工 避難誘導			**柳田橋**	**湯沢市 (湯沢地区)**	
小計					2,361 1,841	8,481 5,883	2	0	2,581 1,841	8,481 5,883	2	0						

注）堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長　　《暫堤　HWL以上の堤防》　《暫々堤　HWL未満の堤防》　　雄物川　⑥

白抜き　は、危険水位設定箇所

※　堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間（A）として設定しています。

資料 3-2　　重要水防箇所別調書　　（国管理河川）３　　県水防計画から抜粋・転記

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号		令和８年度評定 堤防(m) A	令和８年度評定 堤防(m) B	令和８年度評定 工作物(箇所) A	令和８年度評定 工作物(箇所) B	令和７年度評定 堤防(m) A	令和７年度評定 堤防(m) B	令和７年度評定 工作物(箇所) A	令和７年度評定 工作物(箇所) B	対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
皆瀬川	雄94.8～0.1	弁天左岸	越水(無堤)	163	215 215				215 215				避難誘導			岩崎橋	湯沢市(湯沢地区)	十文字出張所
	1.0～1.2	弁天左岸	越水(完成堤)	164		216 216				216 216			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩崎橋	湯沢市(湯沢地区)	
	0.9～6.2	岩崎左岸	堤体漏水(完成堤)	165	200 200	5,050 4,834			200 200	5,050 4,834			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 2.7km～2.9km 重点監視区間		岩崎橋	湯沢市(湯沢地区)	
	6.1	岩崎古内	十文字大橋	166				1				1	避難誘導	橋長不足、桁下高不足		岩崎橋	横手市（十文字地区） 湯沢市（湯沢地区）	
	7.4～成0.0	増田右岸	越水(無堤)	167	1,492 1,492				1,492 1,492				避難誘導	7.4～成瀬川0.0ｋまで在来堤有り		岩崎橋	横手市(増田地区)	
	8.4～成0.0	戸波左岸	越水(無堤)	168	550 550				550 550				避難誘導	8.5～成瀬川0.0ｋまで在来堤有り		岩崎橋	横手市(増田地区)	
	8.5～8.7	増田右岸	水衝・洗掘		0 0				200 0				木流し工	R7年度対策済み		岩崎橋	横手市(増田地区)	
皆瀬川合計					2,457 2,457	5,266 5,050	0	1	2,657 2,457	5,266 5,050	0	1						

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長　　《暫堤　HWL以上の堤防》　《暫々堤　HWL未満の堤防》　　皆瀬川　①

白抜き　は、危険水位設定箇所

※　堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間（A）として設定しています。

資料 3-2　　重要水防箇所別調書　　（国管理河川）３　　県水防計画から抜粋・転記

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号		令和8年度評定 堤防(m) A	令和8年度評定 堤防(m) B	令和8年度評定 工作物(箇所) A	令和8年度評定 工作物(箇所) B	令和7年度評定 堤防(m) A	令和7年度評定 堤防(m) B	令和7年度評定 工作物(箇所) A	令和7年度評定 工作物(箇所) B	対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
成瀬川	0.0～0.5	増田 右岸	越水（暫々堤）	169	284 284	293 293			284 284	293 293			積土のう工 避難誘導			**岩崎橋**	**横手市（増田地区）**	十文字出張所
	0.0～0.8	成瀬川左岸 左岸	越水（無堤）	170	1,297 1,297				1,297 1,297				避難誘導	0.0～0.8ｋまで在来堤有り		**岩崎橋**	**横手市（増田地区）**	
	0.4～2.0	成瀬川右岸 右岸	基礎地盤漏水（完成堤）	171	200 200	1,414 1,314			200 200	1,414 1,314			釜段工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ 1.7km～1.9km 重点監視区間		岩崎橋	横手市（増田地区）	
	1.8～3.2	成瀬川左岸 左岸	越水（無堤）	172	1,344 1,344				1,344 1,344				避難誘導	1.8～3.2ｋまで在来堤有り		**岩崎橋**	**横手市（増田地区）**	
	2.0～2.2	成瀬川右岸 右岸	基礎地盤漏水（完成堤）	173		212 157				212 157			釜段工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ		岩崎橋	横手市（増田地区）	
	2.0～3.2	成瀬川右岸 右岸	越水（暫堤）	174		1,008 1,008				1,008 1,008			積土のう工 避難誘導			**岩崎橋**	**横手市（増田地区）**	
	3.0～3.2	成瀬川右岸 右岸	基礎地盤漏水（完成堤）	175	186 0				186 0				釜段工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ 3.0km～3.2km 重点監視区間		岩崎橋	横手市（増田地区）	
成瀬川合計					3,311 3,125	2,927 2,772	0	0	3,311 3,125	2,927 2,772	0	0						

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長　　《暫堤　HWL以上の堤防》　《暫々堤　HWL未満の堤防》　　成瀬川　①

白抜きは、危険水位設定箇所

※　堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間（A）として設定しています。

資料 3-2　　重要水防箇所別調書　　（国管理河川）３　　県水防計画から抜粋・転記

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号		令和８年度評定 堤防(m) A	令和８年度評定 堤防(m) B	令和８年度評定 工作物(箇所) A	令和８年度評定 工作物(箇所) B	令和７年度評定 堤防(m) A	令和７年度評定 堤防(m) B	令和７年度評定 工作物(箇所) A	令和７年度評定 工作物(箇所) B	対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
大納川	0.0 ～ 1.2	大納川 左岸	堤体漏水（完成堤）	176		1,174 1,174				1,174 1,174			月の輪工			雄物川橋	横手市（大森地区）	十文字出張所
大納川合計					0 0	1,174 1,174	0	0	0 0	1,174 1,174	0	0						

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長　　《暫堤　HWL以上の堤防》　《暫々堤　HWL未満の堤防》　　大納川　①

白抜き　は、危険水位設定箇所

※　堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間（A）として設定しています。

資料３－３　重要水防箇所評定基準（県管理河川）　※県水防計画から転記

種別	重要度等		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸　閘			陸閘が設置されている箇所。

資料３－４　　重要水防箇所　（県管理河川）１　※県水防計画から抜粋・転記

番号	水系名	河川海岸名	担当水防管理団体名	水防分団名（消防）	重要水防区域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘要
					位置			左右岸の区分	評定基準	堤防		工作物		新堤・破堤跡・旧河川（延長m）	工事施工中又は随間（箇所）	延長（m）	予想される危険概要	対策水防工法		
					市町村	大字	字		種別	A（m）	B（m）	A（箇所）	B（箇所）							
1	雄物川	楢岡川	横手市	横手市消防団大森支団第3分団	横手市	大森町八沢木	上八沢木	左岸 右岸	水衝 堤体漏水		1,700 1,700					1,150 1,250	河岸決壊 新地冠水	土のう積		
2	雄物川	楢岡川	横手市	横手市消防団大森支団第3分団	横手市	大森町八沢木	太平宮脇	左岸 右岸	水衝 堤体漏水		3,300 3,300					2,300 2,300	河岸決壊 新地冠水	木流し 土のう積		
3	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第4分団	横手市	山内三又	粉子瀬 松沢	左岸 右岸	洗掘	2,300 2,300						1,000 1,000	河岸決壊 家屋浸水	木流し 土のう積		
4	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第4分団	横手市	山内南郷	上南郷	左岸 右岸	堤体漏水		900 900					900 900	河岸決壊 新地冠水	木流し 土のう積		
5	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第4分団	横手市	山内南郷	下南郷	左岸 右岸	越水 洗掘		1,700 900					1,500 900	家屋浸水 新地冠水	木流し 土のう積		
6	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第4分団	横手市	山内南郷	沢田	左岸 右岸	堤体漏水		500 500					500 500	新地冠水	土のう積		
7	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第4分団	横手市	山内南郷	高林	左岸 右岸	堤体漏水		400 400					400 400	新地冠水	土のう積		
8	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第2分団	横手市	山内平野沢	相野々	左岸 右岸	洗掘		800 800					800 800	河岸決壊	土のう積		
9	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第1分団	横手市	山内土渕	岩瀬	左岸 右岸	水衝 堤体漏水		1,500 1,000					1,500 1,000	河岸決壊 新地冠水	土のう積		
10	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団第1分団	横手市	山内土渕	板井沢	左岸 右岸	水衝 越水		1,000 1,000					1,000 1,000	河岸決壊 新地冠水	木流し 土のう積		
11	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団第7分団	横手市	黒川	落合	左岸 右岸	堤体漏水	600 600						600 600	新地冠水	土のう積		
12	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団第2分団	横手市	大沢	羽根山 回立	左岸 右岸	水衝 越水		1,200 1,200					1,200 1,200	河岸決壊 新地冠水	木流し 土のう積		
13	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団第1～3分団	横手市	睦成	本郷	左岸 右岸	越水 洗掘		6,000 6,000					2,600 2,800	家屋浸水 新地冠水	木流し 土のう積		
14	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団第6分団	横手市	安本		左岸 右岸	堤体漏水		3,300 3,300					500 500	河岸決壊	木流し		
15	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団第7分団	横手市	黒川	寺村	左岸 右岸	水衝 洗掘		2,600 2,600					500 1,500	堤防決壊 新地冠水	木流し シート張り		
16	雄物川	厨川	横手市	横手市消防団横手支団第8分団	横手市	金沢中野		左岸 右岸	洗掘		2,000 2,000					2,000 2,000	河床洗掘	土のう積		
17	雄物川	大戸川	横手市	横手市消防団横手支団第4,6,7分団	横手市	塚堀、下境 黒川		左岸 右岸	堤体漏水 越水		5,500 5,500					1,000 1,000	家屋浸水 新地冠水	土のう積		
18	雄物川	醍醐川	横手市	横手市消防団横手支団第5分団	横手市	婦気		左岸 右岸	堤体漏水		500 500					500 500	河岸決壊 新地冠水	木流し 土のう積		
19	雄物川	醍醐川	横手市	横手市消防団横手支団第4分団	横手市	前郷、赤坂		左岸 右岸	堤体漏水		2,000 2,000					1,000 1,000	家屋浸水 新地冠水	土のう積		
20	雄物川	皿川	横手市	横手市消防団横手支団第4分団	横手市	猪岡		左岸 右岸	堤体漏水		500 500					300 300	新地冠水	土のう積		

資料３－４　　重要水防箇所　（県管理河川）２　※県水防計画から抜粋・転記

番号	水系名	河川海岸名	担当水防管理団体名	水防分団名（消防）	重要水防区域											特に警戒を要する延長			関連計画等	摘要
					位置			左右岸の区分	評定基準	堤防		工作物		新堤・破堤跡・旧河川（延長m）	工事施工中又は施開（箇所）	延長（m）	予想される危険概要	対策水防工法		
					市町村	大字	字		種別	A（m）	B（m）	A（箇所）	B（箇所）							
21	雄物川	杉沢川	横手市	横手市消防団横手支団第3分団	横手市	杉沢		左岸 右岸	堤体漏水		3,900 3,900					1,000 1,000	耕地冠水	土のう積		
22	雄物川	黒沢川	横手市	横手市消防団山内支団第3分団	横手市	山内小松川	岩瀬	左岸 右岸	堤体漏水		1,400 1,400					1,400 1,400	家屋浸水 耕地冠水	土のう積		
23	雄物川	黒沢川	横手市	横手市消防団山内支団第3分団	横手市	山内小松川	落合	左岸	溢水		400					400	耕地冠水	土のう積		
24	雄物川	黒沢川	横手市	横手市消防団山内支団第2分団	横手市	山内平野沢	相野々	左岸 右岸	水衝		1,700 1,900					500 900	河岸決壊	木流し		
25	雄物川	松川	横手市	横手市消防団山内支団第3分団	横手市	山内大松川	赤倉	左岸 右岸	洗掘		1,400 1,400					800	河岸決壊	木流し		
26	雄物川	松川	横手市	横手市消防団山内支団第3分団	横手市	山内大松川	落合	左岸 右岸	越水		2,100 2,100					150 100	家屋浸水 耕地冠水	木流し		
27	雄物川	武道川	横手市	横手市消防団山内支団第2分団	横手市	山内平野沢	武道	左岸 右岸	堤体漏水		1,000 1,000					1,000 1,000	河岸決壊 家屋浸水	木流し 土のう積		
28	雄物川	武道川	横手市	横手市消防団山内支団第2分団	横手市	山内平野沢	吉谷地	左岸 右岸	堤体漏水		500 500					500 500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
29	雄物川	武道川	横手市	横手市消防団山内支団第2分団	横手市	山内平野沢	桧沢	左岸 右岸	水衝 堤体漏水		500 500					500 500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
30	雄物川	大納川	横手市	横手市消防団大森支団第2分団	横手市	大森町猿田	鉢山	左岸 右岸	堤体漏水		500 500					500 500	耕地冠水	土のう積		
31	雄物川	大納川	横手市	横手市消防団大森支団第2分団	横手市	大森町猿田	中村	左岸 右岸	堤体漏水		350 350					350 350	耕地冠水	土のう積		
32	雄物川	大納川	横手市	横手市消防団大森支団第1・2分団	横手市	大森町	菅生田	右岸	堤体漏水		2,500					1,000	耕地冠水	土のう積		
33	雄物川	上溝川	横手市	横手市消防団大森支団第2・3分団	横手市	大森町上溝	末野	左岸 右岸	堤体漏水		1,800 1,800					1,000 1,100	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
34	雄物川	上溝川	横手市	横手市消防団大森支団第1・2分団	横手市	大森町	本郷	左岸 右岸	堤体漏水 越水		3,600 3,600					1,500 1,500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
35	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団大森支団第2分団	横手市	大森町上溝	武道	右岸	水衝 堤体漏水		500					300	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
36	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団雄物川支団第1分団	横手市	雄物川町二井山	水沢	左岸 右岸	堤体漏水		700 700					700 700	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
37	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団大森支団第2分団	横手市	大森町上溝	極楽寺	左岸 右岸	堤体漏水		900 900					300 300	耕地冠水	土のう積		
38	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団大森支団第2分団	横手市	大森町上溝	横沢	左岸 右岸	堤体漏水		800 800					800 800	河岸決壊 耕地冠水	土のう積		
39	雄物川	上法寺川	横手市	横手市消防団雄物川支団第5分団	横手市	雄物川大沢	上法寺	左岸 右岸	水衝 堤体漏水		3,200 3,200					2,500 2,500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
40	雄物川	地竹川	横手市	横手市消防団雄物川支団第5分団	横手市	雄物川大沢	坂ノ下	左岸 右岸	堤体漏水		1,800 1,800					1,800 1,800	耕地冠水	木流し 土のう積		

資料３－４　　重要水防箇所　（県管理河川）３　※県水防計画から抜粋・転記

番号	水系名	河川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 （消防）	重要水防区域											特に警戒を要する延長			関連計画等	摘要
					位置			左右岸の区分	評定基準	堤防		工作物		新堤・破堤跡・旧河川（延長m）	工事施工中又は締開（箇所）	延長（m）	予想される危険概要	対策水防工法		
					市町村	大字	字		種別	A（m）	B（m）	A（箇所）	B（箇所）							
41	雄物川	地竹川	横手市	横手市消防団雄物川支団 第5分団	横手市	雄物川大沢	富ヶ沢	左岸 右岸	溢水		900 900					900 900	耕地冠水	土のう積		
42	雄物川	成瀬川	横手市	横手市消防団増田支団 第3分団	横手市	増田町増田	真人	左岸 右岸	堤体漏水		700 700					700 700	家屋浸水 耕地冠水	木流し 土のう積		
43	雄物川	狙半内川	横手市	横手市消防団増田支団 第4分団	横手市	増田町 狙半内	中村	左岸 右岸	堤体漏水 溢水	4,600 4,600						1,300 1,300	家屋浸水 耕地冠水	木流し 土のう積		
44	雄物川	狙半内川	横手市	横手市消防団増田支団 第4分団	横手市	増田町 狙半内	小栗山	左岸 右岸	堤体漏水 越水		500 500					500 500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
45	雄物川	皆瀬川	横手市	横手市消防団増田支団 第1分団	横手市	増田町戸波	戸波	左岸 右岸	溢水		1,000 1,000					1,000 1,000	耕地冠水	土のう積		
46	雄物川	皆瀬川	横手市	横手市消防団増田支団 第1分団	横手市	増田町戸波	戸波	左岸	越水		200					200	家屋浸水	土のう積		
47	子吉川	坂部川	横手市	横手市消防団大森支団 第3分団	横手市	大森町坂部	金井神	左岸 右岸	水衝 堤体漏水		1,000 1,000					1,000 1,000	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
48	子吉川	坂部川	横手市	横手市消防団大森支団 第3分団	横手市	大森町坂部	関	左岸 右岸	水衝 堤体漏水		800 800					800 800	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積		
	雄物川	46 箇所								7,500 7,500	65,250 66,550	0 0	0 0	0 0	0 0	40,750 42,900				
	子吉川	2 箇所								0 0	1,800 1,800	0 0	0 0	0 0	0 0	1,800 1,800				
計		48 箇所								7,500 7,500	67,050 68,350	0 0	0 0	0 0	0 0	42,550 44,700				

資料４－１　直轄河川洪水予報発表形式（湯沢河川国道事務所）　※県水防計画から転記

雄物川上流レベル２氾濫注意報
（警戒レベル２情報）

雄物川上流洪水予報　第○号
令和○○年○月○日○○時○○分
湯沢河川国道事務所　秋田地方気象台　共同発表

（見出し）

雄物川上流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル２】岩館基準観測所（湯沢市）受け持ち区間
雄物川の岩館基準観測所（湯沢市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２】柳田橋基準観測所（湯沢市）受け持ち区間
雄物川の柳田橋基準観測所（湯沢市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２】雄物川橋基準観測所（横手市）受け持ち区間
雄物川の雄物川橋基準観測所（横手市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２】大曲橋基準観測所（大仙市）受け持ち区間
雄物川の大曲橋基準観測所（大仙市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２】神宮寺基準観測所（大仙市）受け持ち区間
雄物川の神宮寺基準観測所（大仙市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

雄物川上流レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）									
新着・更新	新着・更新		新着	新着	新着	新着			新着
	基準水位観測所名		岩館	柳田橋	雄物川橋	大曲橋			神宮寺
	対象河川		雄物川	雄物川	雄物川	丸子川	横手川	雄物川	雄物川
	警戒レベル（　）相当		2	2	2	2			2
		現況水位	2（レベル２水位超過）	2（レベル２水位超過）	2（レベル２水位超過）	2（レベル２水位超過）			2（レベル２水位超過）
		予測水位							
新着	湯沢市		2	2	－	－			－
新着	雄勝郡羽後町		2	2	2	－			－
新着	横手市		－	－	2				－
新着	大仙市		－	－	2	2			2
新着	仙北郡美郷町		－	－	2	2			－

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

警戒レベル相当早見表の見方について
［防災用語ウェブサイト：早見表］
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

（雨量）
多いところでは１時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇日〇〇時〇〇分～〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇日〇〇時〇〇分～〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
雄物川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	〇〇日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
岩館（湯沢市）	警戒レベル２							
	氾濫発生水位4.80m							
	氾濫危険水位3.90m							
	避難判断水位3.20m							
	氾濫注意水位3.10m							
	ゼロ点高EL=128.16m							

基準観測所	水位（m）	〇〇日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
柳田橋（湯沢市）	警戒レベル２							
	氾濫発生水位4.40m							
	氾濫危険水位4.20m							
	避難判断水位3.50m							
	氾濫注意水位2.00m							
	ゼロ点EL=67.00m							

基準観測所	水位（m）	〇〇日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
雄物川橋（横手市）	警戒レベル２							
	氾濫発生水位5.00m							
	氾濫危険水位4.50m							
	避難判断水位4.20m							
	氾濫注意水位3.00m							
	ゼロ点高EL=43.86m							

基準観測所	水位（m）	〇〇日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
大曲橋（大仙市）	警戒レベル２							
	氾濫発生水位7.50m							
	氾濫危険水位6.20m							
	避難判断水位6.00m							
	氾濫注意水位3.40m							
	ゼロ点高EL=19.30m							

基準観測所	水位（m）	〇〇日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
神宮寺（大仙市）	警戒レベル２							
	氾濫発生水位6.70m							
	氾濫危険水位6.70m							
	避難判断水位6.10m							
	氾濫注意水位5.00m							
	ゼロ点高EL=14.57m							

・ゼロ点高に関する解説
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	岩館 基準観測所	柳田橋 基準観測所	雄物川橋 基準観測所
	湯沢市	湯沢市	横手市
受け持ち区間	雄物川 左岸　湯沢市役内川合流点から湯沢市・羽後町柳田橋まで 右岸　湯沢市役内川合流点から湯沢市・羽後町柳田橋まで	雄物川 左岸　湯沢市・羽後町柳田橋から湯沢市・羽後町皆瀬川合流点まで 右岸　湯沢市・羽後町柳田橋から湯沢市・羽後町皆瀬川合流点まで	雄物川 左岸　湯沢市・羽後町皆瀬川合流点から大仙市横手川合流点まで 右岸　湯沢市・羽後町皆瀬川合流点から大仙市横手川合流点まで

基準観測所	大曲橋 基準観測所	神宮寺 基準観測所	
	大仙市	大仙市	
受け持ち区間	雄物川 左岸　大仙市横手川合流点から大仙市玉川合流点まで 右岸　大仙市横手川合流点から大仙市玉川合流点まで	雄物川 左岸　大仙市玉川合流点から大仙市秋田市行政境まで 右岸　大仙市玉川合流点から大仙市秋田市行政境まで	
	横手川 左岸　大仙市出川合流点付近から大仙市雄物川合流点まで 右岸　大仙市出川合流点付近から大仙市雄物川合流点まで		
	丸子川 左岸　大仙市大窪橋から大仙市雄物川合流点まで 右岸　大仙市大窪橋から大仙市雄物川合流点まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:39.076776/lon:140.454712/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8202200101

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

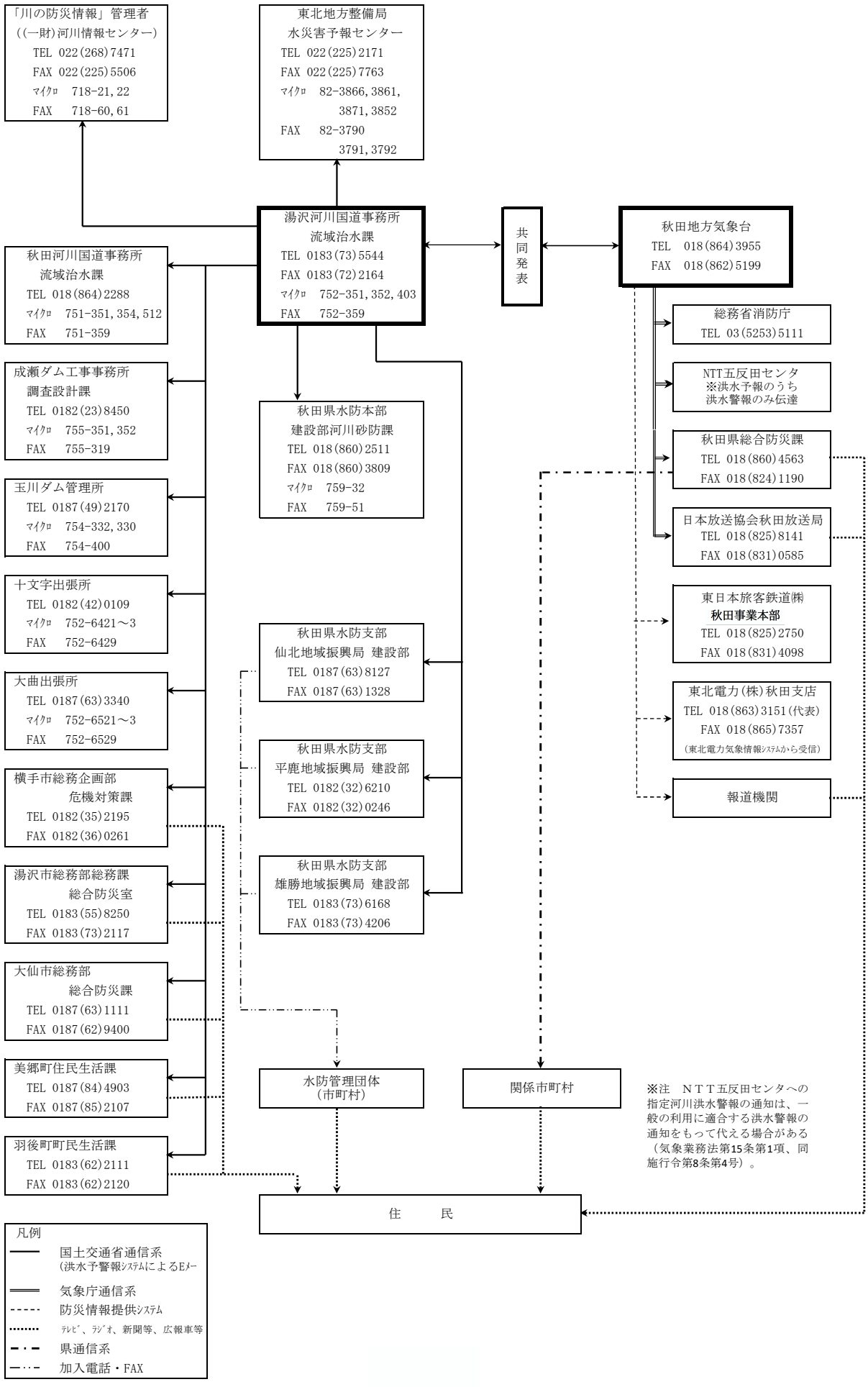
浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=140.4538536071777&y=39.0755765924205758&z=13

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）　川の防災情報 洪水予報画面　水害リスクライン　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 湯沢河川国道事務所 流域治水課 電話：0183-73-5544
気象関係：気象庁 仙台管区気象台 気象防災部 予報課 電話： 022-290-5320

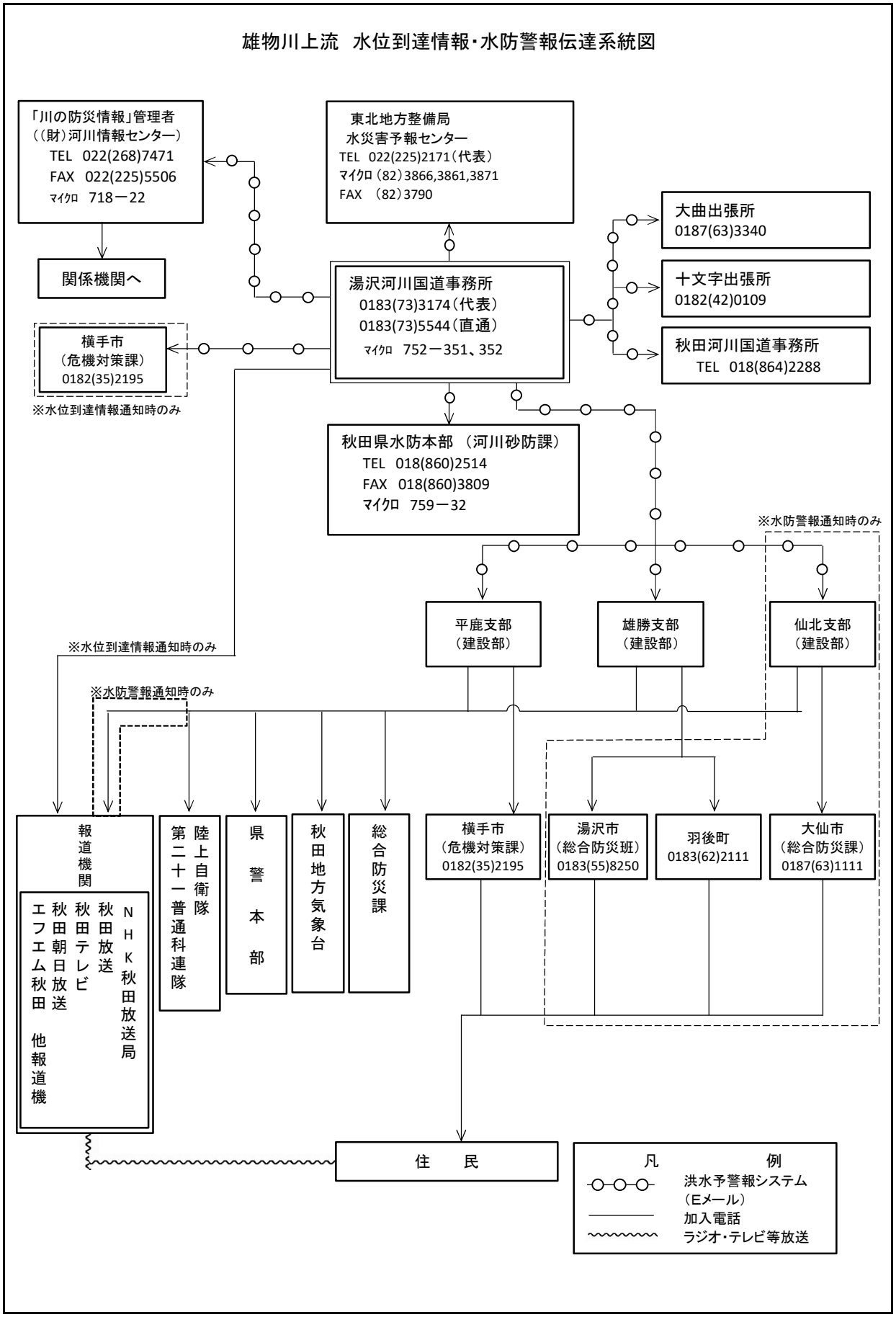
資料４－２　直轄河川洪水予報伝達系統図（湯沢河川国道事務所）　※県水防計画から転記

雄物川上流　洪水予報伝達系統図



資料４－３　直轄河川水位到達情報通知・水防警報伝達系統図（湯沢河川国道事務所）

※県水防計画から転記



資料４－４　秋田県管理河川水位到達情報通知発表形式

※県水防計画から転記

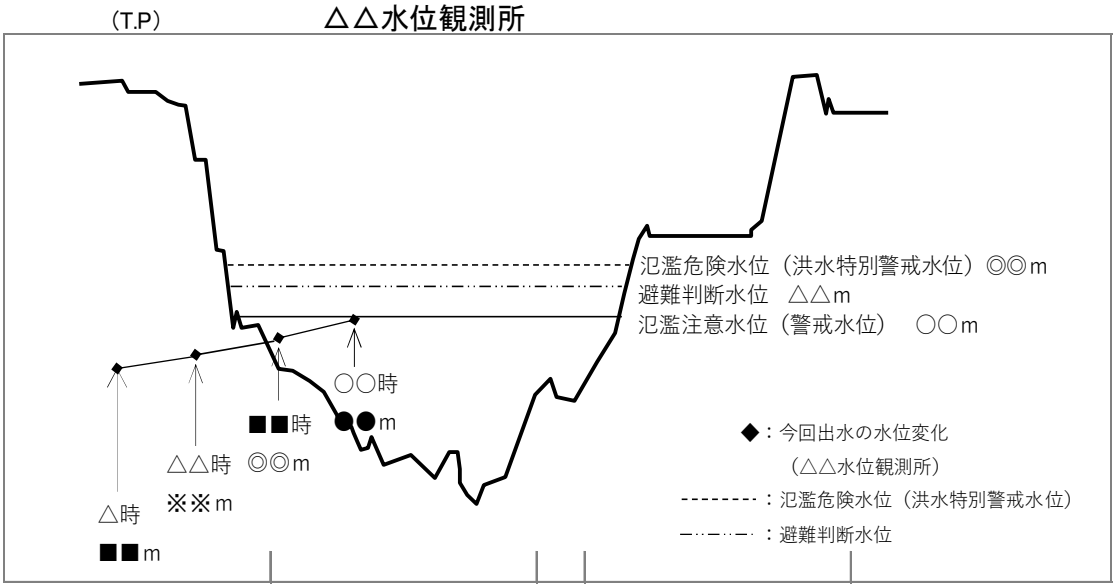
○○川　氾濫注意情報　　第1報

令和　年　月　日
時　分　発　表
秋田県

【主文】
○○川は、○○日○○時に、■■市△△水位観測所で、水防団出動の目安のひとつとなる、氾濫注意水位（警戒水位）○○m〔警戒レベル2〕に達しました。

△△水位観測所では、○○日○○時から○○時の1時間に、約○.○○m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。
また、△△水位観測所の受け持つ区間（左岸：■■市○○字△△～○○川合流点、右岸：■■市○○字△△～◎◎川合流点）では氾濫のおそれがありますので、各自十分安全確保を図るとともに、市町村長が発する避難情報や河川周囲の状況に留意をお願いします。

（参考）
○○川　　△△水位観測所（■■市○○字△△）
（受け持ち区間は左岸：■■市○○字△△～○○川合流点、右岸：■■市○○字△△～◎◎川合流点まで）
氾　濫　危　険　水　位（洪水特別警戒水位）：　◎◎m
避 難 判 断 水 位：　△△m
氾 濫 注 意 水 位（警戒水位）：　○○m



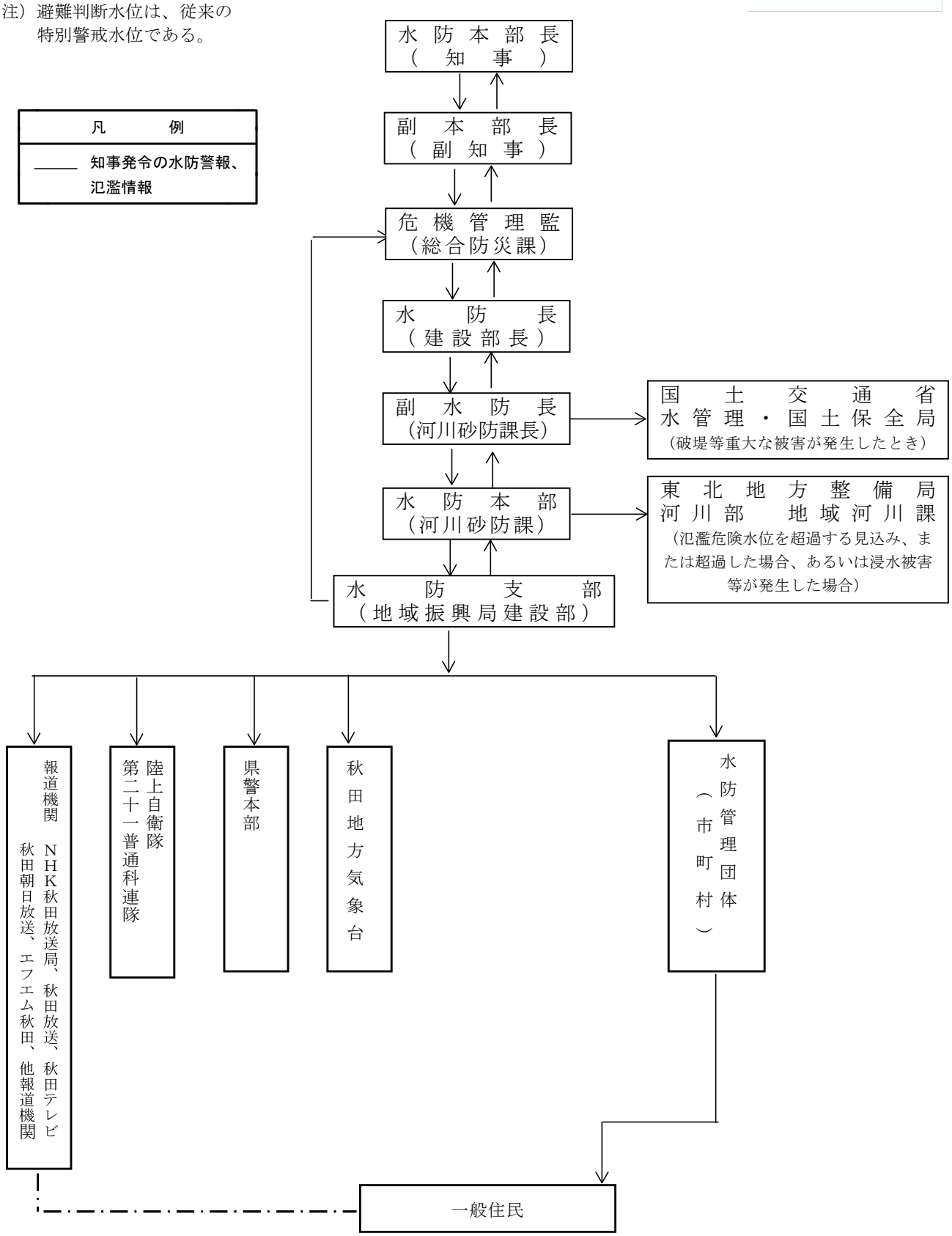
【参考】警戒レベル
■レベル５　氾濫の発生
■レベル４　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）超過（◎◎m～）
■レベル３　避難判断水位超過（△m～◎m）
■レベル２　氾濫注意水位（警戒水位）超過（※m～△m）

（問い合わせ先）
秋田県
TEL:

資料４－５　秋田県管理河川　水防警報、水位到達情報通知及び氾濫等の通報に係る伝達系統図

※県水防計画から転記

注）避難判断水位は、従来の
特別警戒水位である。



水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

資料４－６　直轄河川水防警報発表形式　※県水防計画から転記

正規

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省　湯沢河川国道事務所発表
（第〇号）

（見出し）
雄物川（おものがわ）の神宮寺（じんぐうじ）基準観測所　水防機関出動（しゅつどう）

（現況）
雄物川（おものがわ）の神宮寺（じんぐうじ）基準観測所（大仙市（だいせんし））の水位は、〇日〇〇時〇〇分現在××.××mです。

（発表）
水防機関は準備してください。

（水防警報発表状況）

湯沢河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新								新着
	基準水位観測所名	岩舘	柳田橋	安養寺	岩崎橋	雄物川橋	大曲橋（雄物川）	長野	神宮寺
	対象河川	雄物川	雄物川	成瀬川	成瀬川 皆瀬川	雄物川	雄物川 横手川 丸子川	玉川	雄物川
	水防警報発表状況								出動
	湯沢市	－	－	－	－	－	－	－	－
	雄勝郡羽後町	－	－	－	－	－	－	－	－
	横手市	－	－				－	－	－
新着	大仙市	－	－	－	－				出動

（参考）
神宮寺　神宮寺基準観測所（大仙市）
（受け持ち区間は　雄物川左岸：玉川合流点から大仙市正手沢、右岸：玉川合流点から大仙市協和小種）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2104300013&fld=1

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=140.15722274780276&y=39.61468103631424&z=13

川の防災情報　洪水予報画面　　水害リスクライン　　浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省　湯沢河川国道事務所　流域治水課　電話：0183-73-5544

資料４－７　秋田県管理河川での水防警報の発表形式　※県水防計画から転記

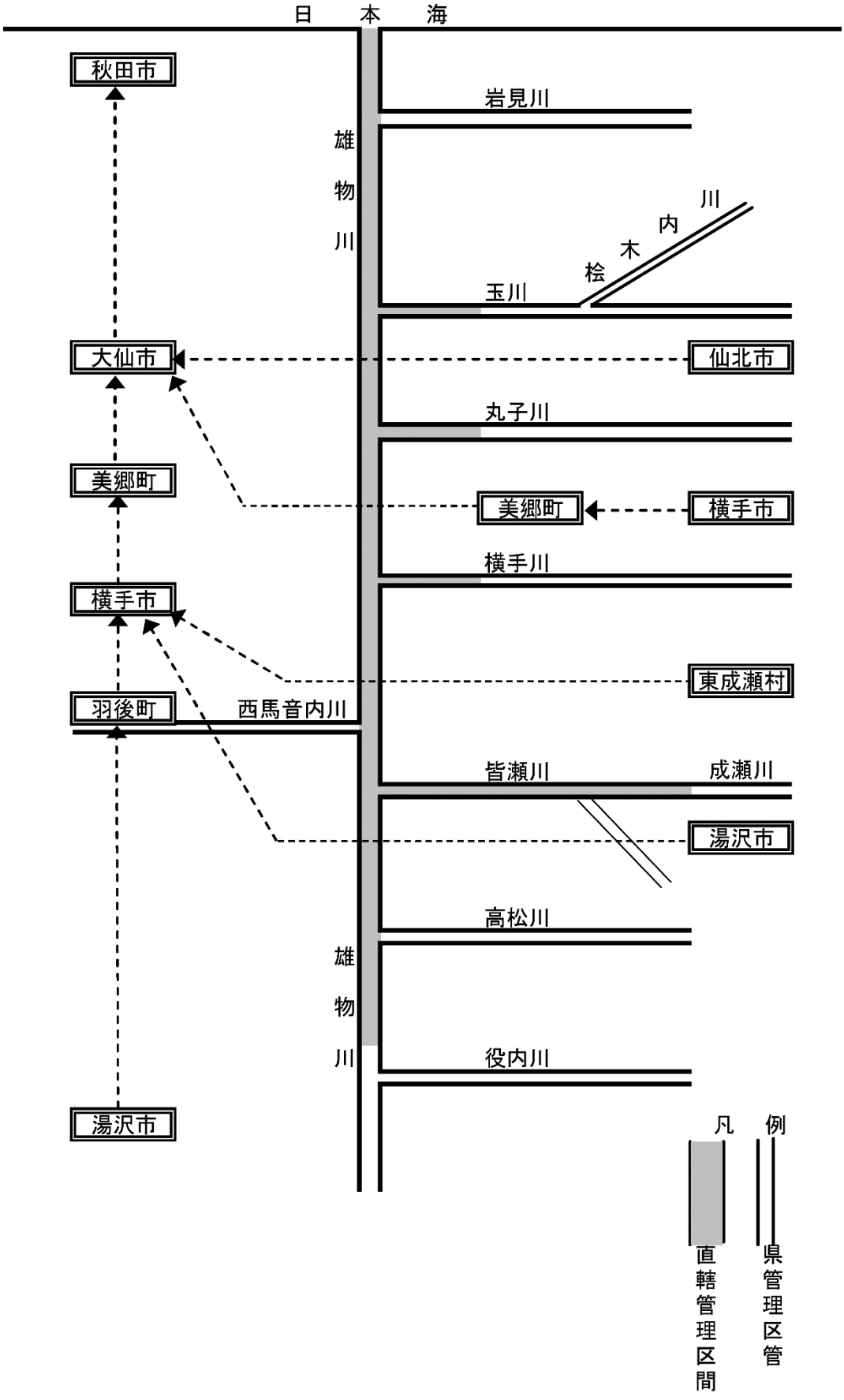
【出動】　（水　防　支　部）

<table>
<tr><td>支部長</td><td>副支部長</td><td>総括責任者</td><td>副総括責任者</td><td colspan="2">水防要員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信
〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分</td><td colspan="4" rowspan="2">発信取扱者
〇〇地域振興局　建設部
〇〇課　〇〇　〇〇</td></tr>
<tr><td>発信機関名</td><td colspan="3">秋田県　〇〇地域振興局</td></tr>
<tr><td>河川名</td><td>警報</td><td>種類</td><td>発表番号</td><td>発表日時</td><td>発表支部</td></tr>
<tr><td>〇
〇
川</td><td>水
防</td><td>出
動</td><td></td><td>〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分</td><td>〇〇
地域振興局</td></tr>
<tr><td colspan="6">〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在　〇．〇〇mに達し、
（氾濫注意水位:〇．〇〇m、避難判断水位:〇．〇〇m）</td></tr>
<tr><td colspan="6">氾濫注意水位(警戒水位)を〇．〇〇m超えており、なお増水のおそれがあるので、</td></tr>
<tr><td colspan="6">〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの
水防団の 出動 を要します。</td></tr>
</table>

〇〇市	TEL:(昼)　－　－　(夜)　－　－	受信時刻:
	FAX:(昼)　－　－　(夜)　－　－	受信者名:
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL:　018－860－2514	受信時刻:
	FAX:　018－860－3809	受信者名:
秋田地方気象台	TEL:　018－864－3955	
	FAX:　018－862－5199	
県警本部 (警備二課)	TEL:(昼)018-863-1111(内5724) (夜・休)018-863-1111(内2070)	
	FAX:(昼)018-863-1451 (夜・休)018-863-1111(内2079)→FAX切換	
総合防災課	TEL:　018－860－4563	
	FAX:　018－824－1190	
自衛隊	TEL:(昼)018-845-0125(内228) (夜・休)018-845-0125(内302)	
	FAX:(昼)018-845-0125(内228)→FAX切換 (夜・休)018-845-0125(内302)→FAX切換	

【問い合わせ先】　秋田県　〇〇地域振興局　建設部　〇〇課　TEL　　－　　－
秋田県　建設部　河川砂防課　TEL　018-860-2514

資料５－１　隣接市町村に対する水防通報系統図　※県水防計画から抜粋・転記



資料６－１　市内または市に関連する県所管ダム一覧　※県水防計画から抜粋・転記

	ダム名	旭川	大松川	皆瀬	板戸
	水系	雄物川右支川	雄物川右支川	雄物川右支川	雄物川右支川
		旭川	松川	皆瀬川	皆瀬川
諸元・単位／型式		重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	表面遮水壁型 ロックフィル	重力式 コンクリート
堤高(m)		51.5	65.0	66.5	28.7
堤頂長(m)		380.0	296.0	215	120.0
堤体積（㎥）		125,000	294,000	コンクリート 95,000 ロック 480,000	30,900
堤頂標高(m)		146.5	192.0	255.0	202.0
集水面積（k ㎡）		34.4	38.2	172.0	182.0
貯水池面積（k ㎡）		0.35	0.74	1.50	0.21
総貯水容量（㎥）		5,200,000	12,150,000	31,600,000	1,598,000
有効貯水容量（㎥）		4,200,000	11,000,000	26,300,000	1,371,000
堆砂容量（㎥）		1,000,000	1,150,000	5,300,000	227,000
サーチャージ容量（㎥）		4,200,000	2,900,000	1,600,000	－
予備放流量（㎥）		－	－	－	－
洪水調節容量（㎥）		4,200,000.00	6,300,000.00	16,200,000.00	－
常時満水位(m)		128.5	183.7	250.0	194.9
サーチャージ水位(m)		144.5	188.0	251.0	－
洪水期間制限水位(m)		－	177.5	237.5	－
予備放流水位(m)		－	－	非洪水期　237.5	－
堆砂位(m)		125.0	160.2	222.5	184.5
計画高水流量(㎥／ｓ)		220	390	1,300	－
計画放流量(㎥／ｓ)		50	45	400	－
調節流量(㎥／ｓ)		170	345	900	－
洪水流量(㎥／ｓ)		40	45	100	－
発電最大使用水量(㎥／ｓ)		－	2.9	12.0	15.0
発電常時使用水量(㎥／ｓ)		－	1.11	4.58	3.82
発電最大出力（kw）		－	1,000	5,300	2,000
発電常時出力（kw）		－	230	2,700	480
洪水調節方式		自然調節	自然調節	自然調節、一定量	－
着手年月日		S43.4	S58.4	S33.4	S56.4
完成年月日		S48.3	H11.3	S38.10	S60.3
放流設備		クレストラジアル ゲート　　2門 コンジットコース ターゲート　1門 コンジットラジア ルゲート　　1門	オリフィスゲート 2.35×2.35　1門 2.15×2.45　2門 自由越流堤 2.0×11.5　11門	クレストローラー ゲート　　2門 オリフィスゲート 　　1門 ハウェルバンガー バルブ　　1門	自由越流堤 7.1×60　　1門 高圧スライドゲ ート 1.65×1.65　1門

資料６－２　市内の水防上重要な農業用ため池一覧１　※横手市防災重点農業ため池一覧から抜粋

号	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高(m)	総貯水量（千 m3）	備考
1	楢沢沼溜池	ならさわぬまためいけ	横手市大屋寺内字下楢沢	10.6	744	横手
2	大屋沼溜池	おおやぬまためいけ	横手市大屋寺内字長谷	13	1630	横手
3	栄沼	さかえぬま	横手市大屋新町字鬼嵐	12.9	110	横手
4	田久保沼	たくぼぬま	横手市婦気大堤字田久保	7	110	横手
5	牛沼	うしぬま	横手市睦成字城付	13.7	102	横手
6	天狗沢沼	てんぐさわぬま	横手市杉沢字天狗沢	18.4	130	横手
7	市の沢沼	いちのさわぬま	横手市杉沢字弥勒	11.1	62	横手
8	三丈沼	みたけぬま	横手市大屋新町字中里	6	12	横手
9	大沼	おおぬま	横手市婦気大堤字大平	3	10	横手
10	七右ヱ門沼	しちうえもんぬま	横手市猪岡字高口	2	7	横手
11	荒沼	あらぬま	横手市新藤柳田字小松原	5.2	110	横手
12	大堤	おおづつみ	横手市安本字中谷地	3	64	横手
13	小堤	こづつみ	横手市安本字中谷地	3	6	横手
14	北堤	きたづつみ	横手市安本字北野添	3	17	横手
15	蛭藻沼	ひるもぬま	横手市杉沢字谷地中	4	144	横手
16	バッコ潟	ばっこがた	横手市金沢字館石	6.9	11	横手
17	滝の上沼	たきのうえぬま	横手市金沢字館石	4	6	横手
18	助堤	すけづつみ	横手市金沢字館石	4.4	5	横手
19	ホンコ潟	ほんこがた	横手市金沢字館石	3	2	横手
20	山ツコ堤	やまつこつつみ	横手市金沢中野字新町	3	4	横手
21	長岡沼	ながおかぬま	横手市新藤柳田字上桜沢	5	5	横手
22	御所野沼	ごしょのぬま	横手市安本字中御所野	3	8	横手
23	石切沼	いしきりぬま	横手市婦気大堤字高の森	3	15	横手
24	五郎兵ヱ沼	ごろべえぬま	横手市杉目字街道下	5	2	横手
25	新沼	しなぬま	横手市大屋新町字平林	2	2	横手
26	坂水沼	さかみずぬま	横手市杉沢字谷地中	3	4	横手
27	一の坂沼	いちのさかぬま	横手市杉沢字一の坂	10.2	43	横手
28	宿ヶ沢沼	やどがさわぬま	横手市金沢字宿ヶ沢	10.7	62	横手
29	板ヶ沢沼	いたがさわぬま	横手市金沢中野字板ヶ沢	3	20	横手
30	横手沢	よこてざわ	横手市前郷字元判場	9	42	横手
31	ダンナ堤	だんなづつみ	横手市金沢中野字物見	5	20	横手
32	カスケ沼	かすけぬま	横手市金沢中野字小堤ヶ沢	3	5	横手
33	桑ノ木谷地沼	くわのきやちぬま	横手市金沢字桑の木谷地	4.6	12	横手
34	新堤	しんづつみ	横手市安本字尼辺	2	4	横手

資料６－２市内の水防上重要な農業用ため池一覧２　※横手市防災重点農業ため池一覧から抜粋

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高(m)	総貯水量（千 m3）	備考
35	木陰沼	きかげぬま	横手市外ノ目字上桜沢	3	18	横手
36	牛首戸沼	うしくびとぬま	横手市大屋新町字牛首戸	2	2	横手
37	ガバ沢沼	がばさわぬま	横手市大屋寺内字大屋沢	12.8	72	横手
38	小堤	こづつみ	横手市金沢中野字小塚ヶ沢	3	1	横手
39	白石沢沼	しらいしざわぬま	横手市金沢中野字小塚ヶ沢	5.7	5	横手
40	中土手沼	なかどてぬま	横手市金沢字館石	4	1	横手
41	野の下沼	ののしたぬま	横手市金沢字館石	3	2	横手
42	長沼	ながぬま	横手市金沢字上板ヶ沢	26.6	183	横手
43	西沼ため池	にしぬまためいけ	横手市金沢中野字三貫堰	5.4	210	横手
44	明永第一	みょうえいだいいち	横手市睦成字大沢	18.3	231	横手
45	明永第二	みょうえいだいに	横手市睦成字大沢	17.8	1200	横手
46	倉狩沢	くらかりさわ	横手市増田町亀田字沢口	18	134	増田
47	湯の沢溜池	ぬのさわためいけ	横手市増田町湯ノ沢字内沢	21.2	399	増田
48	田柵沼	たさくぬま	横手市増田町亀田字前鳥山	3.7	1	増田
49	伯父ヶ沢	おじがさわ	横手市増田町戸波字伯父ヶ沢	4.0	8	増田
50	二ツ又沼	ふたつまたぬま	横手市平鹿町醍醐字沢山	7.1	8	平鹿
51	明沢沼溜池	あけさわぬまためいけ	横手市平鹿町醍醐字嶽平地獄	14.9	120	平鹿
52	朴田沼溜池	ほのきだぬまためいけ	横手市平鹿町上吉田字朴田	6	52	平鹿
53	福島沼（1）	ふくしまぬま（1）	横手市平鹿町上吉田字福島	2.9	7	平鹿
54	大沼溜池	おおぬまためいけ	横手市平鹿町醍醐字鳥越森	8	150	平鹿
55	弁財天沼	べんざいてんぬま	横手市平鹿町醍醐字堤上	4	8	平鹿
56	寺の沢沼溜池	てらのさわぬまためいけ	横手市平鹿町醍醐字荒処	3.1	5	平鹿
57	本堂沼	ほんどうぬま	横手市平鹿町醍醐字本堂	5	60	平鹿
58	喜作沼	きさくぬま	横手市平鹿町醍醐字鳥越森	3	2	平鹿
59	沢口沼	さわぐちぬま	横手市平鹿町醍醐字沢口	4.4	6	平鹿
60	湯の沢	ゆのさわ	横手市雄物川町大沢字赤井 27	10	50	雄物川
61	菅生沢	すごうさわ	横手市雄物川町今宿字菅生沢	2.4	8	雄物川
62	狼沢	おいざわ	横手市雄物川町矢神字狼沢	2.4	3	雄物川
63	岩の沢	いわのさわ	横手市雄物川町大沢字岩の沢 4	6.7	39	雄物川
64	やぶ沢目（1）	やぶさわめ（1）	横手市雄物川町大沢字やぶ沢	2.6	2	雄物川
65	御沢	おさわ	横手市雄物川町大沢字上法寺	9	32	雄物川
66	金峰沼	きんぽうぬま	横手市雄物川町大沢字上法寺	10.5	66	雄物川

資料６－２市内の水防上重要な農業用ため池一覧３　※横手市防災重点農業ため池一覧から抜粋

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高(m)	総貯水量（千 m3）	備考
67	二井山西ノ沢	にいやまにしのさわ	横手市雄物川町二井山字西	5.6	20	雄物川
68	吉ヶ沢	よしがさわ	横手市雄物川町今宿字ハア力坂	2.8	3	雄物川
69	栩ノ木沢	とちのきさわ	横手市雄物川町今宿字ハア力坂	3.1	1	雄物川
70	二井山内山	にいやまうちやま	横手市雄物川町二井山字内山	4.6	2	雄物川
71	上の山	うえのやま	横手市雄物川町大沢字内野沢	4.6	5	雄物川
72	北野	きたの	横手市雄物川町大沢字北野	4.4	6	雄物川
73	二井山前堤	にいやまえつつみ	横手市雄物川町二井山字西ノ沢	2.2	3	雄物川
74	二井山中堤	にいやまなかつつみ	横手市雄物川町二井山字西ノ沢	1.8	3	雄物川
75	兵部ヶ沢	ひょうぶがさわ	横手市雄物川町今宿字兵部ヶ沢	2.3	1	雄物川
76	杉ノ沢	すぎのさわ	横手市大森町板井田字生板倉1	15.5	594	大森
77	葛ヶ沢	くずがさわ	横手市大森町八沢木字葛ヶ沢	18.8	650	大森
78	西水沢	にしみずさわ	横手市大森町板井田字水沢	2.1	10	大森
79	水沢（1）	みずさわ（1）	横手市大森町板井田字水沢	8	21	大森
80	水沢（2）	みずさわ（2）	横手市大森町板井田字水沢	2.9	2	大森
81	石高	いしだか	横手市大森町八沢木字下石高	11	50	大森
82	鉢山（上堤）	はちやま（うえつつみ）	横手市大森町猿田字鉢山払川	8.7	26	大森
83	カメコ沢	かめこざわ	横手市大森町上溝字船沢	6	7	大森
84	石神沢（1）	いしがみざわ（1）	横手市大森町袴形字西石神沢	2.7	2	大森
85	石神沢（2）	いしがみざわ（2）	横手市大森町袴形字西石神沢	3.1	2	大森
86	新堤	しんつつみ	横手市大森町持向	7	16	大森
87	小水沢	こみずさわ	横手市大森町板井田字小水沢	5	8	大森
88	桜長根（1）	さくらながね（1）	横手市大森町猿田字桜長根	2.7	1	大森
89	桜長根（2）	さくらながね（2）	横手市大森町猿田字桜長根	2.3	1	大森
90	石神沢（3）	いしがみざわ（3）	横手市大森町袴形字石神沢	2.3	1	大森
91	城野岡沼	じょうのおかぬま	横手市赤坂城野岡	3	1	横手
92	中野堤	なかのつつみ	横手市金沢中野物見	6	50	横手
93	トウジャ沼	とうじゃぬま	横手市赤坂沢口	2	17	横手
94	浄法寺	じょうほうじ	横手市雄物川町大沢字上法寺	3.5	2	雄物川
95	山井沢（2）	やまいざわ（2）	横手市大森町板井田字山居沢	5	3	大森

資料６－２　市内の水防上重要な農業用ため池一覧４　※横手市防災重点農業ため池一覧から抜粋

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高(m)	総貯水量（千 m3）	備考
96	山井沢（1）	やまいざわ（1）	横手市大森町板井田字山居沢	6	4	大森
97	木ノ根坂（1）	きのねさか（1）	横手市大森町八沢木字木ノ根坂	2	1	大森
98	美砂古沼	みさごぬま	横手市大屋新町	2	4	横手
99	長持3	ながもち3	横手市金沢中野長持	1.5	12	横手
100	林ノ下（2）	はやしのした（2）	横手市雄物川町大沢字林ノ下	2.2	1	雄物川
101	長持1	ながもち1	横手市金沢中野字長持	3	1	横手
102	長持2	ながもち2	横手市金沢中野字長持	2.7	2	横手
103	やぶ沢目（2）	やぶさわめ（2）	横手市雄物川町大沢字藪沢目	2.1	1	雄物川
104	岩瀬	いわせ	横手市雄物川町大沢字岩瀬	2.7	1	雄物川
105	鉢山（下堤）	はちやま（したつつみ）	横手市大森町字猿田字鉢山払	7.1	14	大森
106	ガズキ沼	かずきぬま	横手市柳田字柳田	3	13	横手
107	塚須沢	つかすさわ	横手市大森町八沢木字塚須沢	4	3	大森
108	田ノ沢（1）	たのさわ（1）	横手市大森町猿田字田ノ沢	2.8	1	大森
109	見入野沼	みいりのぬま	横手市杉沢字糠沢	2.0	3	横手
110	銀鉢沼	ぎんはちぬま	横手市大屋新町字仏ケ沢	4.0	5	横手

資料９－１　水防倉庫及び備蓄資器材一覧　　R8.6.1現在

	水防用資材										水防用器材											
	麻袋・土のう袋類	ビニールシート布シート(蒲)	フルコンシート	ロープ(縄)	PPロープ	鉄線	丸太	木杭・鉄杭	ビニールパイプ(竹樋・木樋)	竹	掛矢(かけや)	鋸(のこぎり)	つるはし	唐鍬(とうぐわ)	スコップ	鉈(なた)	ペンチ	鎌(かま)	斧(おの)	ハンマー	一輪車	照明器具
	(袋)	(枚)	(枚)	(丸)	(丸)	(巻)	(本)	(本)	(本)	(本)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(台)
条里水防倉庫 横手市条里一丁目234	1,700	95	80	90	95	9		54	22	30	21	12	14	12	50	7		6	2	2		
館水防倉庫 横手市上境字館63-3(八幡神社)	1,400		100	29		1	40	370		500	1	3	6	3	15		5	4	2	11		
西成瀬地区交流センター 増田町荻袋字真当72	800	10		7		3					1				29	7						
平鹿防災センター 平鹿町浅舞字野々助158-3	520	12		2				20		10	3				16	10				1	3	5
雄物川水防倉庫 雄物川町今宿字鳴田1	500	5						110			12		18	19	19	19		4	24			
大森町水防倉庫 大森町字中島248	200	3		1		1					1	1			22	28	1				2	1
十文字防災センター 十文字町植田字古川端111-2	15,000	60		10	14	7		50			37	2	33	10	13	31			10	10	10	1
大雄水防倉庫 大雄字阿気13-4	250	2		57	20	4	40	85	8	20	8	5	2		17	18	3		3		3	4
合　　計	20,470	185	180	196	129	25	80	689	30	560	84	23	73	44	181	120	9	14	41	24	18	11

資料 10－１　水防団及び消防団の管轄地域等 1

横手市消防団　横手支団

河川名	左右岸別	担　当　区　域	担当分団
横手川	左右	落合～横手西中学校付近	第７分団
	左右	横手西中学校付近～新上堰頭首工	第６分団
	左	新上堰頭首工～あさくら館付近	第３分団
	右	杉沢川合流点～大鳥公園	第３分団
	左	あさくら館付近～学校橋	第１分団
	右	大鳥公園～上内町	第１分団
	左	学校橋～回立	第２分団
	右	旭川橋～回立	第２分団
厨　川	左右	十二牲～金沢本町	第８分団
大戸川	左右	落合～下根田	第７分団
	左右	下根田～頭無川合流点	第６分団
	左右	頭無川合流点～清水町	第４分団
頭無川	左右	大戸川合流点～赤川	第６分団
	左右	赤川～赤坂	第４分団
	左右	安田～大屋新町	第５分団
皿　川	左右	塚堀～上猪岡	第４分団
杉沢川	左右	横手川合流点～弥勒	第３分団

横手市消防団　増田支団

河川名	左右岸別	担　当　区　域	担当分団
成瀬川	左右	川口～頭首工	第３分団
	左	頭首工～館花	第３分団
	右	頭首工～館花	第２分団
	左	館花～皆瀬川合流点	第３分団
	右	館花～皆瀬川合流点	第１分団
皆瀬川	右	皆瀬川合流点～皆瀬川頭首工	第１分団
	左	戸波字羽場～皆瀬川頭首工	第１分団
狙半内川	左右	滝ノ下～成瀬川合流点	第４分団

資料 10－１　水防団及び消防団の管轄地域等 2

横手市消防団　雄物川支団

河川名	左右岸別	担　当　区　域	担当分団
雄物川	右	山城堰～焼石サイホン	第４分団
	左	矢神第１排水樋管～雄物川橋付近	第１分団
	右	焼石サイホン～石川原沼尻樋管	第１分団
	左	雄物川橋付近～羽後町境	第５分団
	右	石川原沼尻樋管～道地排水樋管	第３分団
七滝川	左右	二井山字水沢地区	第１分団
上法寺川	左右	大沢字上法寺地区	第５分団
地竹川	左右	大沢字坂ノ下地区	第５分団
	左右	大沢字鳶ヶ沢地区	第５分団

横手市消防団　大森支団

河川名	左右岸別	担　当　区　域	担当分団
雄物川	左	大仙市境～板井田	第４分団
	左	松田地区	第４分団
	左	袴形地区	第４分団
	左	十日町地区	第４分団
	左	五日町地区	第１分団
	左	本郷地区～矢神第１排水樋管	第１分団
大納川	左右	大森公園下～菅生田地区	第１・２分団
	左右	猿田地区	第２分団
上溝川	左右	本郷地区	第１・２分団
	左右	中房地区	第２・３分団
七滝川	左右	極楽寺地区	第２分団
	左右	武道地区	第２分団
坂部川	左右	坂部地区	第３分団
楢岡川	左右	大平地区	第３分団

資料 10－１　水防団及び消防団の管轄地域等 3

横手市消防団　十文字支団

河川名	左右岸別	担　当　区　域	担当分団
雄物川	右	道地排水樋管～皆瀬川合流点	第４分団
皆瀬川	右	皆瀬川合流点～羽場	第４分団
	右	羽場～志摩	第３分団
	右	志摩～柳原	第２分団
	右	柳原～仁井田	第１分団

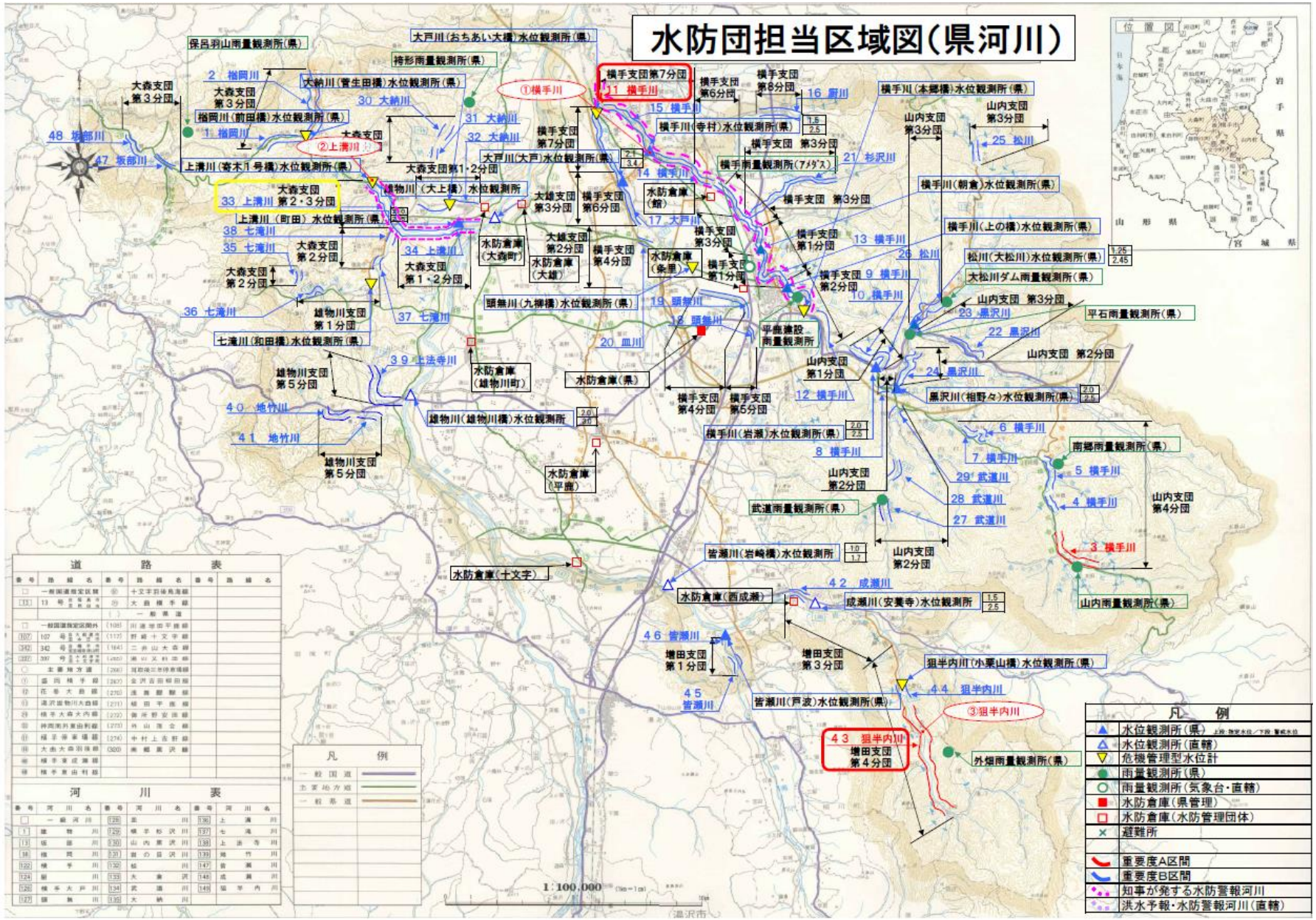
横手市消防団　山内支団

河川名	左右岸別	担　当　区　域	担当分団
横手川	左右	土渕字板井沢　地内	第１分団
	左右	土渕字岩瀬　地内	第１分団
	左右	平野沢字相野々　地内	第２分団
	左右	南郷字高林　地内	第４分団
	左右	南郷字沢田　地内	第４分団
	左右	南郷字下南郷　地内	第４分団
	左右	南郷字上南郷　地内	第４分団
	左	三又字粕子瀬　地内	第４分団
	右	三又字松沢　地内	第４分団
黒沢川	左右	平野沢字相野々　地内	第２分団
	左	小松川字落合　地内	第３分団
	左右	小松川字岩瀬　地内	第３分団
松　川	左右	大松川字赤倉　地内	第３分団
	左右	大松川字落合　地内	第３分団
武道川	左右	平野沢字武道　地内	第２分団
	左右	平野沢字吉谷地　地内	第２分団
	左右	平野沢字桧沢　地内	第２分団

横手市消防団　大雄支団

河川名	左右岸別	担　当　区　域	担当分団
雄物川	右	大仙市境～乗阿気	第３分団
	右	西中島～藤巻	第１分団
大戸川	左	佐加里北～佐加里南	第３分団
	左	下根田谷地～八柏村表	第２分団

資料 10－２　水防団の所管地域１　県管理河川



資料 10－２　水防団の所管地域２　国管理河川



資料 10－３　水防工法一覧表 1

原　因		工　法	工　法　の　概　要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現　　在
水があふれる（越水）		積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せ き 板 工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工（連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側（川裏）対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月 の 輪 工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

資料 10－３　水防工法一覧表 2

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
漏水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川 （水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端）～居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

資料 10－３　水防工法一覧表 3

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

資料１０－４　氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針　　※県水防計画から転記

１．本運用指針の取扱い

本運用指針は、令和７年 12 月の水防法の改正を踏まえ、水防法第 24 条の２の氾濫等の通報、水防法第 25 条の決壊の通報等の標準的な考え方を記したものである。
水防法第 24 条の２及び第 25 条の通報については各地域で定められる水防計画で定めるところにより運用されることとなっているため、本指針を参酌の上、地域の実態に即したものとなるよう、各地域の水防協議会において関係者で綿密に協議を行うよう努められたい。

【解説】

令和３年の災害対策基本法改正により、市町村長が新たに緊急安全確保措置を指示できることが規定され、災害の発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、立退き避難に加えて緊急安全確保も含めて、適確な避難行動につなげていくことが非常に重要となってきている。

水防法においてはこれまで、水災害が発生又は切迫している状況について、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報、洪水予報河川等における氾濫発生情報（越水等の確認情報）の提供のほか、地域毎の水防計画に基づき越水等が発生した際に水防に協力する立場の河川管理者による周知等によって情報提供が行われてきた。

一方、近年、観測技術の高度化・観測設備の整備の進展等により、河川管理者、下水道管理者及び海岸管理者（以下「河川管理者等」という。）が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきたところである。

こうした状況を踏まえ、令和７年 12 月に水防法が改正され、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が規定され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなった。

氾濫等の通報に当たっては、通報方法、通報先に加え、その前提となる通報対象の河川、下水道及び海岸（以下「河川等」という。）の区域や通報の基準などについて、都道府県の水防協議会で協議を行い、水防計画に定めることとなっているが、この協議過程においては、これまで以上に河川管理者等と水防関係者（水防活動を行う関係者をいい、水防法第 24 条の２第２項に基づき氾濫等の通知・周知を行う都道府県知事・国土交通大臣、水防法第 26 条に基づき決壊後の処置を行う水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防協力団体の長、水防法第 29 条に基づき緊急安全確保措置の指示を行う水防管理者を含む、以下同じ）のコミュニケーションが重要となる。

そこで、地域における円滑な検討・協議や効果的な制度運用に資するよう、本指針で全国標準的な考え方を示すこととした。

なお、これまでも河川管理者等の公物管理者は、水防関係者が求めに応じて情報を提供するなど、時には管理事務の一環で入手した情報を臨機に提供している。今回の水防法改正により、命の危険が迫る氾濫等を通報する公物管理者の責務が法律に特別に明記されることとなったが、両者が地域の水災被害の軽減のため、平時においても水災時においても協力しあっていく関係性については、今後も何ら変わりがない。

２．氾濫等の通報、決壊の通報を実施する意義について

氾濫等の通報及び決壊の通報は、氾濫に起因する損害を軽減するため、市町村長又は水防管理者による緊急安全確保措置の指示等の実施の目安として活用されることとなる。

【解説】

水防法第 24 条の２第２項又は水防法第 25 条第２項により氾濫等又は決壊の通知を受けた水防管理者は、水防法第 26 条に基づき堤防その他の施設が決壊したときはできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める必要があるほか、水防法第 29 条に基づき緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。また、水防法第 13 条の４に基づき氾濫等又は決壊の通知を受けた市町村長は災害対策基本法第 60 条第３項に基づき、緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。

氾濫等の通報や決壊の通報を運用するに当たっては、同通報が最終的に緊急安全確保措置の指示を行う判断材料として活用されることを踏まえ、各地域の水防協議会において通報の具体的な基準などについて協議を行い、それぞれの水防計画に定めることが必要である。

３．水防法第 24 条の２の氾濫等の通報の基本的な考え方

（１）河川管理者等による氾濫等の通報

氾濫等の通報は、河川等の公物の状況を最も良く知る公物管理者が、公物管理事務の一環で把握できる施設情報等を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに、同公物管理者に通報義務が課されるものである。

【解説】

水防法第 24 条の２に基づく通報は、河川管理者等が、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに（住民等の生命に被害が及ぶ蓋然性が高まる状況に到ったことが判断できた際に)、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報し、通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）が、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときに（氾濫特性及び地域特性を踏まえて、氾濫により住民等の生命に強く被害が及ぶおそれがある判断した際に)、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものである。

河川管理者等に氾濫等の通報が特別に求められることとなった背景としては、命の危険が生ずる氾濫等については通報主体を複数化して一刻も早くその発生を把握する必要があるほか、公物管理事務の一環で入手可能な施設情報（水防関係者では必ずしも把握できない状況）等を水防関係者が活用することが有効であるからである。

本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報等による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。即ち、河川管理者等は「河川

等の管理事務の一環として把握した情報を通報する」という責務を負うにとどまり、河川法等の公物管理法の改正があった訳ではないので、公物管理に関する役割が変化したものではない。従って、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない点に留意する必要がある。

また、本通報が水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示の判断材料として活用されることになることから本通報の確度が低い場合、まだ十分に避難所へ向かうことで難を逃れられる可能性の高い住民らが、不用意に水平避難を諦め、被災する事態も起こりかねない。このため、本通報においては、市町村長が適切に緊急安全確保措置の指示ができるよう情報の確度（情報（そのもの）の正確さ、当該箇所で氾濫等が発生する精確さ（氾濫想定地点と水位観測所などの計測地点との距離による空間的な確実性)、氾濫等の発生タイミングの精確さ（計測間隔による時間的な確実性））が重要な観点となることに留意することが必要である。

（２）都道府県知事等が行う氾濫等の通知の対象となる河川等の区域

緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が「相当な損害」が生じると考える氾濫、すなわち、住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫が発生する河川等の区域を通報の対象とする。

【解説】

都道府県知事等が行う通知は、水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示等の氾濫による損害の軽減を目的としているが、通報の対象となる箇所（河川等の区域）や氾濫の規模（相当な損害）に際限がないと、通報が相次いでしまうことが想定され、かえって水防管理者が効果的かつ効率的な水災対応ができなくなるおそれがある。

このため、水防法上は浸水想定区域を作成しているあらゆる河川、下水道、海岸が通報の対象となりうるが、避難行動の指示等の水災対応との連動を考えると、緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が相当な損害が生じると考える氾濫等と整合を取ることが、不可欠である。

具体的には、緊急安全確保措置を指示する際に住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要があるような氾濫、すなわち、例えば氾濫が発生した際に単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす以下の氾濫については、少なくとも通報の対象となると考えられる。

＜通報が必要と想定される氾濫の例＞

・家屋倒壊等氾濫想定区域における氾濫
（木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要）
・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域※1」における氾濫
（平屋の場合は、近隣の２階以上の建物への立ち退き避難が必要）
・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第 15 条で定められた地下街等）が所在する区域における氾濫
（速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要）

※１「水害の被害指標分析の手引」（H25 試行版）では、65 歳以上の場合、水深 1.7m（１階床高 50cm）では死亡率が 12%となる。また、洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第４版）では、３m は２階床下に相当するとされている。地域の特性や氾濫の特性に応じて浸水深を設定することが望ましい。

なお、対象となる具体の区域や浸水深の検討に当たっては、浸水想定区域内の建物の床面の高さ等、地域の特性に応じて水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。また、河川・海岸の堤防が決壊・倒壊した場合は、堤防近傍では家屋でさえ破壊するほどの勢いで氾濫流が一気に流れる場合があるため、氾濫の特性によっても水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。

また、洪水予報河川については、これまでも水防法第 10 条及び第 11 条に基づき氾濫発生情報が通知してきていることから、当該河川については引き続き氾濫等の通報の対象にすべきである。

（３）水防協議会における協議

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について、予め各地域の水防協議会において関係者間で協議を行い、それぞれの水防計画に定める。

【解説】

３.（１）及び（２）より、水位計や河川等監視カメラが設置されている箇所にも限りがあるなど、河川管理者等の公物管理者側が管理事務の一環として氾濫等を発見する努力を尽くしても人員・施設等からその対応には自ずと限界がある。また水防関係者にとっても通報数が多数となると深刻な被害をもたらす重篤な氾濫通報を見逃すなど、処理能力に限界が生じるおそれがあるため、行動変容に特に留意が必要となるような氾濫に限定した通報のみがほしいというニーズがある。この両者を総合的に勘案し、さらに、警戒レベル５相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断が求められる観点から、通報を行う際の具体的な通報方法や通知先となる関係者に加え、その前提となる通報対象の河川等の区域や通報の基準などについて「水防計画で定める」ことで、迅速かつ確実な制度の運用を行うことが望ましい。

このため、水防協議会において、河川管理者等の考える「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫と、都道府県知事等の考える「相当な損害」をもたらす氾濫について認識を提示し合い、氾濫等の通報の対象を協議しておくことが重要である。

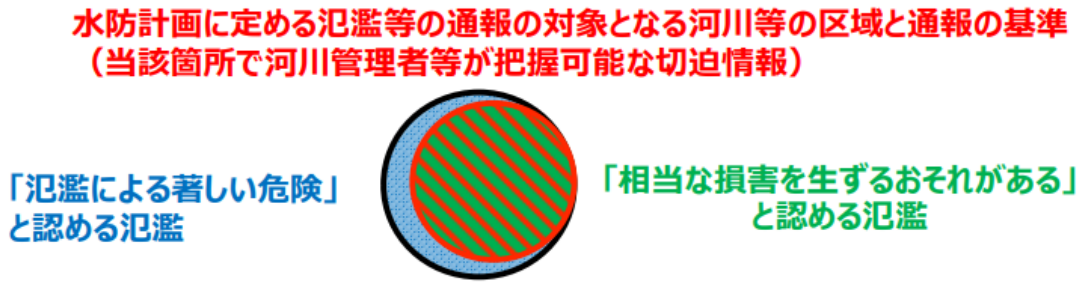


図１　水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準

具体的には、水防管理者や市町村長が必要と考える氾濫等の通報に対して、河川管理者等が従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握しうる氾濫等の切迫・発生情報を列挙した上で、水防計画に記載する河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議することが必要である。なお、水防計画に記載されていない事案の発生について河川管理者等が河川等の管理事務の一環として把握した場合は、水防法第 24 条の２に基づく通報であるかに関わらず、１.（１）で記載したとおり、これまで通りの河川管理者等と水防関係者との関係から当該氾濫等の通報を実施することで問題ない。

なお、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準を水防計画に定めた場合は、ウェブサイトに掲載する等により住民に周知する。

（４）河川管理者等が把握した情報と通報との関係

河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報」も基本として活用する。

「推定・予測情報」は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、「確認情報」「計測情報」がない場合は推定・予測情報」を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。

【解説】

河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては大別すると確認情報、計測情報、推定・予測情報がある。

確認情報：

・巡視や河川等監視カメラによる越水及び破堤等の確認
・堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

計測情報：

・水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断（計測情報と対象区間の越水の可能性を予め整理されている場合はその区間評価情報を含む）
　（例１）基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握
　　（氾濫発生水位の到達）
　（例２）異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握
　　（ダムから○○m3/s 以上の放流）
・施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断（予め設定した水位に達した状況等で施設の操作及び機能支障を確認）

（例３）排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握
（対象河川の水位が○○m 以上の時にポンプの停止）

推定・予測情報：

・計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定
・洪水対応時に計測情報（急激な水位変動等）から越水・破堤を推定

（例４）水位計の急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

確認情報は情報の確度が高いため、災害が発生又は切迫の確認には有効な情報であるが、巡視による確認は、人員面での制約に加え、暴風雨や夜間等の悪条件下ではほとんど確認が不可能であり、見逃しが多発するおそれがある。河川等監視カメラについては、設置箇所が限定的であるため、確認できる区間が限られる。また、計測情報は、一定の区間を対象として定量的に計測可能であることから、確認情報よりも確度は劣るものの少ない労力で早期かつ広範囲に状況把握できる。推定・予測情報は、予測に用いるデータや予測手法によって精度が大きく変化し計測情報と比較して情報の確度は落ちると考えられる。

このため、河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である確認情報と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用する。なお、推定・予測情報は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、確認情報や計測情報がない場合は「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は、事前の予測情報や周辺状況により氾濫が発生しているおそれが高いと思われる段階で、可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。また、水防管理者及び市町村長が緊急安全確保措置の指示を行う上で、情報の確度も重要な情報であることから、平時から河川管理者等は通報する氾濫の確度について水防関係者とコミュニケーションを行うとともに、災害時においても確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することや可能な場合は通報する氾濫の確度について解説することが望ましい。

なお、推定・予測情報の確度を十分に理解する者（水防関係者や関係する河川管理者等）に対し、内部情報として推定・予測情報を提供し、提供先の水災対応に役立てることについては問題ない。

以下に通報の基準に用いる情報を概念的に示した図及びそれぞれの情報を用いる際のメリット・デメリットを提示する。

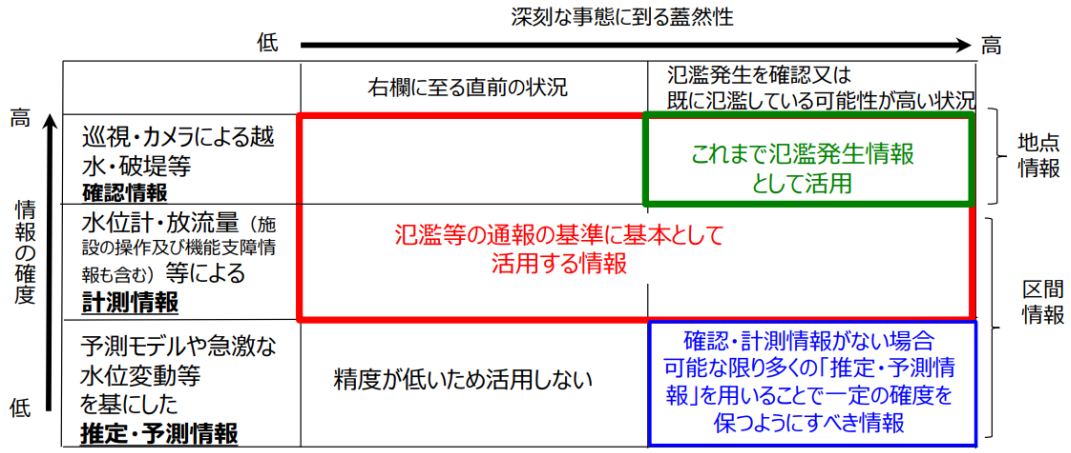


図２　通報の基準に用いる情報

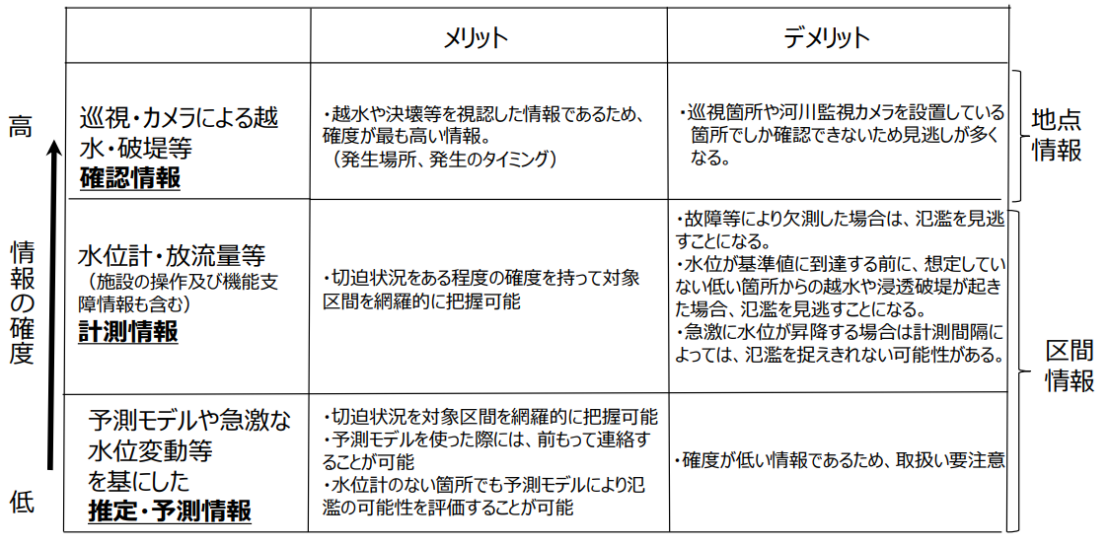


図３　確認情報、計測情報、推定・予測情報のメリット及びデメリット

４．水防法 25 条の決壊の通報の基本的な考え方

水防管理者等は、重要水防箇所を中心に巡視を行い、その際に堤防その他施設の決壊等を発見した場合に通報を行うこととなっている。河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論する。

【解説】

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令された際は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行うこととなっている（水防計画の手引き（都道府県版）10.2 巡視及び警戒を参照）。その水防活動の際に、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、水防法第 25 条に基づき水防管理者等は、直ちに都道府県知事その他関係者に通報を行うこととなっている。令和７年の水防法改正により、新たに河川管理者等による氾濫等の通報が規定されたことを踏まえ、河川管理者等が把握、確認できない区域を中心に水防管理者等が通報できるようにすることが効果的・効率的であるため、河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報

の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論することが望ましい。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防関係者の安全確保・水防活動維持の観点から、水防関係者は直ちに待避を行い、水防法25条に基づく通報は、安全な場所で監視カメラ等により堤防、その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ行う。

５．氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準等の見直し

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等については、今後の技術の進展や観測施設の整備状況、氾濫特性・地域特性変化に応じて、都道府県の水防協議会で協議を行い必要に応じて見直す。

【解説】

技術の進展や、水位計等の観測施設の新たな整備等、状況の変化が今後生じた場合は、必要に応じて河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等の見直しを行う。また、築堤等の河川・海岸整備の進捗などによる氾濫特性の変化、新たな地下街等の整備等、氾濫域の土地利用状況の変化が今後生じた場合も必要に応じて見直しを行う。

資料１０－５　氾濫・決壊・漏水等の通報系統

（１）河川管理者（国）による氾濫等の通報の伝達経路
資料１０－７のとおり

（２）河川管理者（国）による氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする場合の伝達経路
資料１０－８のとおり

（３）河川管理者（秋田県）による氾濫等の通報の伝達経路
資料４－５のとおり

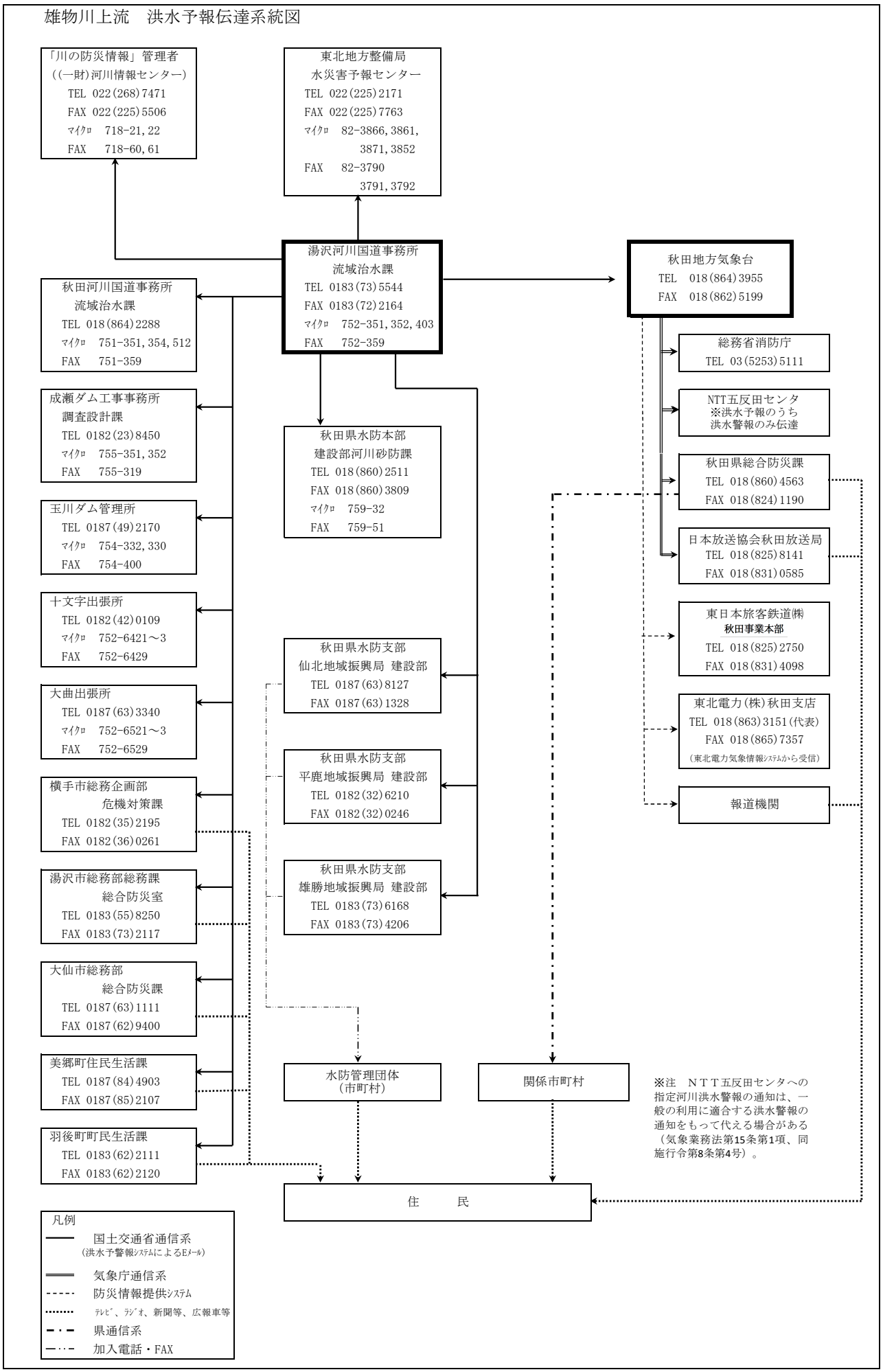
（４）水防に際し確知した決壊等の通報に係る伝達経路
資料４－５のとおり

資料１０－６　氾濫等の通報によるレベル５氾濫発生情報

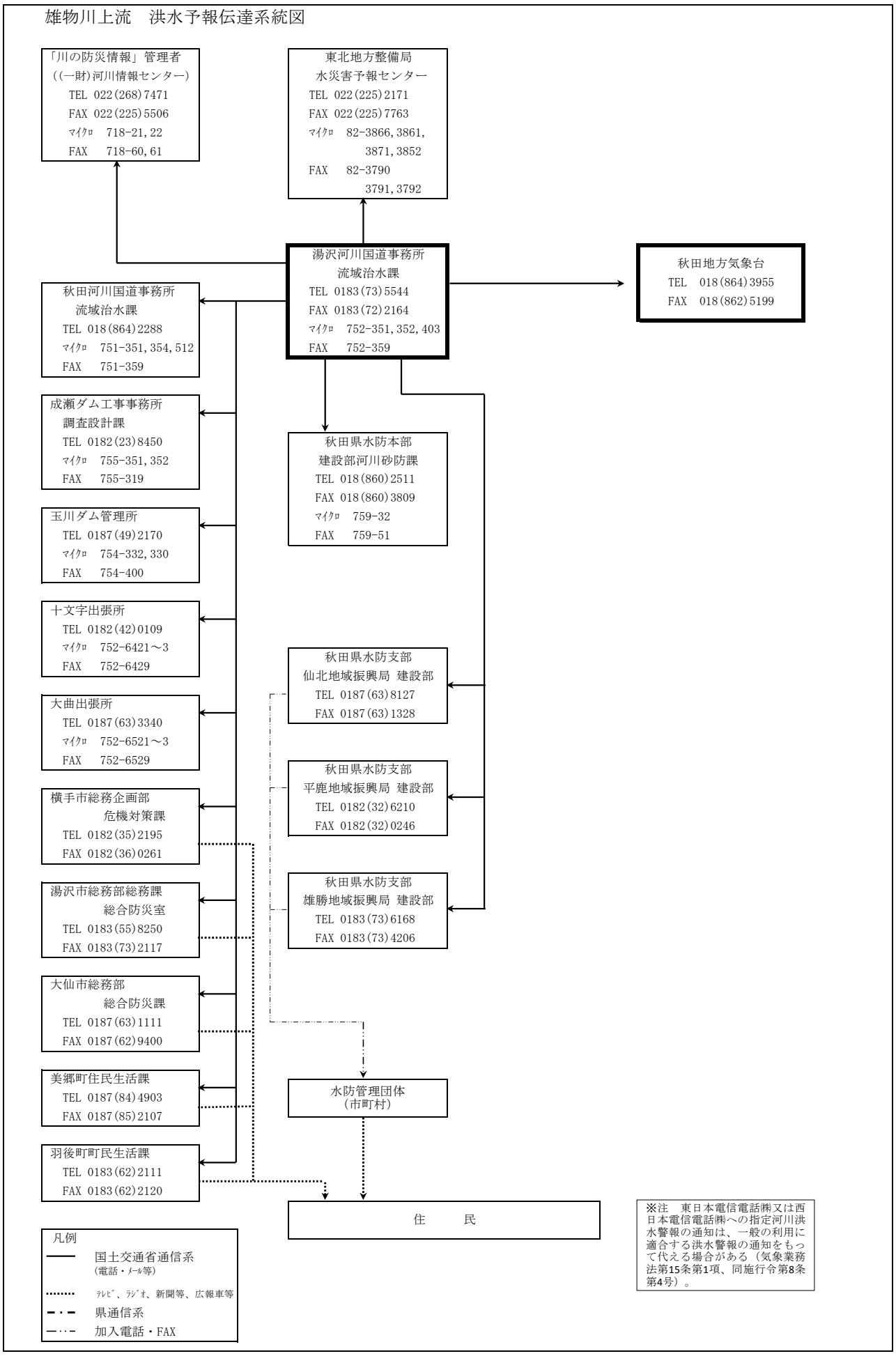
（１）洪水予報下線（国）発表形式（例）
資料４－１のとおり

（２）水位周知河川（秋田県）発表形式（例）
資料４－４のとおり

資料７－４　氾濫・決壊・漏水等の通報の伝達経路（湯沢河川国道事務所）



資料７－５ 氾濫・決壊・漏水等の通報のうち、例外的な対応をする場合の伝達経路（湯沢河川国道事務所）



資料 14－１　水防活動実施報告書様式（例）

水防活動実施報告書

令和　　年　　月　　日
作成責任者

<table>
<tr><td>出水の概況</td><td colspan="9">川　　警戒水位　　m
雨　　量　　mm</td></tr>
<tr><td>水防実施箇所</td><td colspan="9">川　　左岸　　地先　　m
右岸</td></tr>
<tr><td>日　時</td><td colspan="9">自　　月　　日　　時　　至　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員</td><td>水防団員</td><td colspan="2">消防団員</td><td colspan="2">その他</td><td colspan="4">合　計</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="4">人</td></tr>
<tr><td>水防作業の概況及び工法</td><td colspan="9">箇　所　　m
工　法</td></tr>
<tr><td>水防の結果</td><td>効果
被害</td><td>堤防
m
m</td><td>田
㎡
㎡</td><td>畑
㎡
㎡</td><td>家
戸
戸</td><td>鉄道
m
m</td><td>道路
m
m</td><td>人口
人
人</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td rowspan="6">使用資器材</td><td>かます、俵</td><td colspan="3"></td><td colspan="2" rowspan="2">居住者の出動状況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>万年、土俵</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td colspan="3"></td><td colspan="2" rowspan="2">水防関係者の死傷</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>丸　太</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td><td colspan="2" rowspan="2">雨量水位の状況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="10">水防活動に関する
自己評価
備　考</td></tr>
</table>

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

資料 14－２　水防活動状況報告書様式（例）

令和〇年台風第〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日）

〇概　要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

資料 16－１　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等１

要配慮者利用施設

通番	地域	施　設　名	住　　所	平日		夜間・休日		避難先	洪水エリア	
				緊急連絡先	ＦＡＸ	緊急連絡先	ＦＡＸ		雄物川	横手川
1	横手	横手南小学校	羽黒町 4-36	32-1051	33-7566	－	－	横手城南高校		○
2	横手	朝倉小学校	睦成字碇 185	32-6070	33-7561	090-9632-9720	－	横手北小学校		○
3	横手	ショートステイ 清川の里	清川町 13-16	32-2848	36-1516	同左	同左	横手セントラルホテル		○
4	横手	事業所内保育所 あたごキッズ	清川町 13-16	41-0123	36-1516	32-2848	36-1516	横手セントラルホテル		○
5	横手	常盤保育園	黒川字館西 661	38-2255	38-2755	同左	同左	境町地区交流センター		○
6	横手	土屋幼稚園・保育園	旭川二丁目 2-26	32-8817	32-8847	090-7326-0390	同左	平鹿地域振興局		○
7	横手	学童保育 「あさくら」	睦成字碇 185	36-3715	36-3715	同左	同左	横手北小学校		○
8	横手	学童保育 「あさくらⅢ」	睦成字碇 185	33-2070	33-2070	同左	同左	横手北小学校		○
9	横手	横手市児童センター	駅前町 1-21	32-2426	32-4054	35-2111	33-6061	自施設３階		○
10	横手	特別養護老人ホーム さくら	駅前町 14-9	38-8033	38-8035	同左	同左	横手高校 青雲館		○
11	横手	ショートステイ さくら	駅前町 14-9	38-8033	38-8035	同左	同左	横手高校 青雲館		○
12	横手	デイサービスセンター さくら	駅前町 14-9	38-8033	38-8035	同左	同左	横手高校 青雲館		○
13	横手	特定施設さくら	駅前町 13-22	23-8602	23-8603	同左	同左	横手高校 青雲館		○
14	横手	さらさ横手	駅前町 2-35	36-1339	36-4140	同左	同左	横手高校 青雲館		○
15	横手	さらさ横手別館スパ	駅前町 7-17	23-8430	23-8431	同左	同左	横手保健センター		○
16	横手	デイスパ清川の里	駅前町 7-17	23-8445	23-8446	同左	同左	横手高校 青雲館		○
17	横手	有料老人ホーム かまくら	横手町字六ノ口 5	38-8218	36-3226	同左	同左	自施設２階		○

資料 16－１　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等 2

要配慮者利用施設

通番	地域	施　設　名	住　　所	平日		夜間・休日		避難先	洪水エリア	
				緊急連絡先	ＦＡＸ	緊急連絡先	ＦＡＸ		雄物川	横手川
18	横手	有料老人ホーム かまくら２号館	横手町字三ノ口 20-2	33-5280	33-5281	同左	同左	老人ホーム かまくら		○
19	横手	条里みのりホーム	条里一丁目 15-7	23-5304	23-5324	同左	同左	おぎわら内科		○
20	横手	茶話本舗デイサービス 横手マハロ亭	梅の木町 5-38	23-5745	23-5746	同左	同左	自施設２階		○
21	横手	デイサービスセンター よつ葉	梅の木町 4-16	36-1410	36-2560	－	－	横手駅西口		○
22	横手	デイサービスセンター きゅあ	前郷二番町 11-15	23-7781	23-7782	26-2929	26-2929	横手高校 青雲館		○
23	横手	機能訓練特化型デイサービス 健（すこやか）	横手町字四ノ口 84-1	23-9028	23-9029	090- 2955-1759	同左	横手防災ｾﾝﾀｰ		○
24	横手	デイサービス慈照庵	朝倉町 5-19	38-8430	38-8431	090- 7665-1604	同左	横手中央地区 交流センター		○
25	横手	ショートステイえがお	羽黒町 11-46	23-5605	23-5605	同左	同左	横手中央地区 交流センター		○
26	横手	有料老人ホーム凛	八幡字上長田 146-2	23-6391	23-6381	090- 7791-3439	同左	横手防災ｾﾝﾀｰ		○
27	横手	有料老人ホーム あいあい横手	横手町大関越 42-1	23-8075	23-8078	同左	同左	自施設２階		○
28	横手	ＮＰＯ法人そら	三本柳字寺田 131-1	38-8156	38-8159	同左	同左	横手防災ｾﾝﾀｰ		○
29	横手	生活訓練施設のぞみ	根岸町 6-43	33-8700	33-9777	同左	同左	横手興生病院		○
30	横手	就労支援センター 「グリーン」	羽黒町 3-7	36-6171	35-5672	同左	同左	横手興生病院		○
31	横手	イオ・グランデ条里	条里三丁目 2-55	23-7980	23-7981	080- 1663-9491	同左	横手防災ｾﾝﾀｰ		○
32	横手	障害福祉サービス事業所 サンワーク・ネット横手	梅の木町 8-5	23-8418	23-6281	0187- 73-6177	0187- 73-6177	自施設２階		○
33	横手	グループホーム横手 （サンワークの家）	梅の木町 8-5	36-6510	0187- 73-6177	同左	同左	自施設２階		○
34	横手	グループホーム へいわ	平和町 5-50	23-5820	23-5820	080- 1683-5318	同左	横手興生病院		○

資料 16－１　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等 3

要配慮者利用施設

通番	地域	施　設　名	住　　所	平日		夜間・休日		避難先	洪水エリア	
				緊急連絡先	ＦＡＸ	緊急連絡先	ＦＡＸ		雄物川	横手川
35	横手	グループホーム たんぽぽ	大水戸町 8-3	23-5820	23-5820	080- 1683-5318	同左	横手興生病院		○
36	横手	グループホーム ねぎし	根岸町 7-33	23-5820	23-5820	080- 1683-5318	同左	横手興生病院		○
37	横手	グループホーム はぐろ	羽黒町 5-32	23-5820	23-5820	080- 1683-5318	同左	横手興生病院		○
38	横手	イオ平和	平和町 11-5	23-6585	23-656	32-2848	36-1516	横手セントラルホテル		○
39	横手	市立横手病院	根岸町 5-31	32-5001	36-1782	同左	同左	自施設上階		○
40	横手	横手興生病院	根岸町 8-21	32-2073	32-1669	同左	同左	自施設上階		○
41	横手	学童保育 「わんぱく」	上内町 6-39	32-1622	32-1622	同左	同左	横手中央地区交流センター		○
42	横手	学童保育 「あさくらキッズ」	睦成字碇 185	32-1130	32-1130	同左	同左	横手北小学校		○
43	横手	げんキッズよこてきた	八幡字下長田 52	23-6081	23-6091	同左	同左	横手北小学校		○
44	横手	横手幼児園	本町 2-17	32-6025	38-8783	同左	同左	横手城南高校		○
45	横手	横手マリア園	寿町 7-25	32-5159	32-8059	32-6159	32-6159	さらさ横手		○
46	横手	アソカ保育園	城西町 4-8	33-1978	33-1979	090- 6680-9027	32-0765	横手城南高校		○
47	横手	明照保育園	前郷一番町 4-4	32-7388	32-8190	090- 5596-8537	32-6386	横手高校 青雲館		○
48	横手	学童保育 「てらこや　明照」	前郷一番町 4-8	35-4127	35-4128	090- 5596-8537	32-6386	横手高校 青雲館		○
49	横手	相愛こども園	横手町字五ノ口 9	36-1334	36-1826	同左	同左	横手防災ｾﾝﾀｰ		○
50	横手	和光こども園	八幡字上長田 39-1	36-1221	23-9230	36-1211	36-1235	横手北小学校		○
51	横手	ときわベビー＆キッズ	三本柳字寺田 123-1	32-1616	23-5220	090- 3122-2135	同左	横手防災ｾﾝﾀｰ		○
52	横手	認定こども園 上宮第一幼稚園・保育園	中央町 6-14	32-6075	32-2043	同左	同左	横手高校 青雲館		○

資料 16－１　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等 4

要配慮者利用施設

通番	地域	施　設　名	住　　所	平日		夜間・休日		避難先	洪水エリア	
				緊急連絡先	ＦＡＸ	緊急連絡先	ＦＡＸ		雄物川	横手川
53	横手	みんなのみらい よこて卸町園	卸町 4-4	23-6860	23-6860	080- 4606-1881	同左	横手北小学校		○
54	横手	きらきら保育園横手	駅前町 1-13	33-5556	018-803- 6065	080- 5550-1906	同左	さらさ横手		○
55	横手	高橋耳鼻咽喉科クリニック	前郷二番町 4-25	32-2275	36-8170	32-3380	同左	横手高校 青雲館		○
56	横手	山田眼科医院	四日町 5-25	32-6006	32-6511	32-6110	32-6511	横手市民会館		○
57	横手	みらいずジュニア横手	朝倉町 3-45	23-7808	23-7809	同左	同左	横手北小学校		○
58	横手	有料老人ホーム悠久庵	条里一丁目 15-2	23-5302	23-5303	同左	同左	おぎわら内科		○
59	横手	学童保育「卸町よこてきた」	卸町 9-4	36-0177	36-0177	同左	同左	横手社会福祉 協議会		○
60	横手	障害福祉サービス事業所　ウッディいのおか	猪岡字中猪岡 154	38-8434	38-8438	0187-73- 6177	0187-73- 6177	旭地区交流センター		皿川
61	横手	イオ・ヴィータ赤坂	赤坂字後野 35-4	23-8139	23-8138	080-1831- 1425	同左	横手防災センター		頭無川
62	横手	放課後等デイサービスキッズスポーツ	婦気大堤字婦気前 269-1	23-6576	23-7967	080-8215- 5550	同左	横手防災センター		頭無川
63	横手	AKITA トレーニングセンター	婦気大堤字婦気前 269-1	23-7966	23-7967	080-8215- 5550	同左	横手防災センター		頭無川
64	横手	放課後等デイサービスキッズスポーツ Fine!	婦気大堤字婦気前 274-1	23-7577	23-7578	080-8215- 5550	同左	横手防災センター		頭無川
65	横手	デイサービスセンターすこやか森の家	婦気大堤字婦気前 154-1	35-6025	35-6035	080-3326- 1052	同左	自施設２階		頭無川
66	横手	ショートステイすこやか森の家	婦気大堤字婦気前 154-1	35-6025	35-6035	080-3326- 1052	同左	自施設２階		頭無川
67	横手	特別養護老人ホームすこやか森の家	婦気大堤字婦気前 154-1	35-6025	35-6035	080-3326- 1052	同左	自施設２階		頭無川

資料 16－１　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等 5

要配慮者利用施設

通番	地域	施　設　名	住　　所	平日		夜間・休日		避難先	洪水エリア	
				緊急連絡先	ＦＡＸ	緊急連絡先	ＦＡＸ		雄物川	横手川
68	横手	コンパスウォーク横手	安田字堰添 58-1	23-9423	23-9424	070-4810-6818	同左	横手防災センター		頭無川
69	横手	ＧＥＮＫＩＮＥＸＴ　秋田横手	赤坂字館ノ下 105-6	23-5338	23-5339	090-2791-9226	同左	横手防災センター		頭無川
70	横手	シルバーピュア横手	赤坂字館ノ下 136-2	080-3320-1001	23-5846	同左	同左	横手防災センター		頭無川
71	横手	Luminous(ルミナス)横手	婦気大堤字婦気前 132-1	32-1117	38-8320	同左	同左	横手防災センター		頭無川
72	横手	平鹿総合病院	前郷字八ツ口 3-1	32-5121	33-3200	32-5124	同左	自施設２階		頭無川
73	横手	旭保育園	猪岡字沼下 145-2	36-2309	36-2391	090-5184-4786	同左	旭地区交流センター		頭無川
74	横手	学童保育「よこてみなみ」	大町 7-9	33-0712	33-0712	同左	同左	横手高校青雲館		○
75	横手	相和会プラスキッズラボ	八幡字上長田 34	30-0110	23-5058	同左	同左	横手北小学校		○
76	増田	特別養護老人ホームいきいきの郷	増田町増田字七日町 177	45-4411	45-4488	同左	同左	増田地区多目的研修センター	○	
77	増田	ますだ保育園	増田町増田字七日町 66	45-4637	45-2921	090-7790-0297	－	増田地区多目的研修センター	○	
78	増田	学童保育「すまいるキッズ」	増田町増田字七日町 66	45-4788	ますだ保45-2921	090-6787-6347	－	増田地区多目的研修センター	○	
79	平鹿	特別養護老人ホーム平寿苑	平鹿町浅舞字館廻 353	38-7011	38-7012	同左	同左	自施設２階	○	
80	平鹿	特別養護老人ホーム悠西苑	平鹿町浅舞字新堀 146	23-5252	23-5253	同左	同左	浅舞地区交流センター	○	
81	平鹿	グループホーム康々園	平鹿町浅舞字伊勢堂 84-1	24-3721	56-3070	同左	同左	浅舞地区交流センター	○	
82	平鹿	茶話本舗デイサービス横手ボヌール	平鹿町中吉田字清水ノ上 105	23-5757	23-5714	090-2793-9681	同左	平成高校	○	

資料 16－１　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等 5

要配慮者利用施設

通番	地域	施　設　名	住　　所	平日		夜間・休日		避難先	洪水エリア	
				緊急連絡先	ＦＡＸ	緊急連絡先	ＦＡＸ		雄物川	横手川
83	平鹿	イノベイト横手事業所	平鹿町浅舞字八幡小路 235	38-8603	38-8613	同左	同左	浅舞地区交流センター	○	
84	平鹿	浅舞感恩講保育園	平鹿町浅舞字浅舞 221-1	24-1148	24-3745	090-1491-7040	－	浅舞地区交流センター	○	
85	雄物川	特別養護老人ホームすこやか館合	雄物川町薄井字新城 7-2	56-2800	56-2801	同左	同左	すこやか大雄	○	
86	雄物川	デイサービスセンター沼の柵	雄物川町今宿字鳴田 136-1	22-2294	38-6738	090-3643-7839	24-1767	雄物川コミュニティセンター	○	
87	雄物川	ショートステイおものがわ	雄物川町今宿字西ノ在家 74-1	38-8911	38-8912	－	－	雄物川コミュニティセンター	○	
88	雄物川	グループホームおものがわ	雄物川町沼館字佐田 10-1	38-6123	38-8282	－	－	雄物川コミュニティセンター	○	
89	雄物川	グループホームおものがわＣ棟	雄物川町沼館字高畑 394	38-6015	38-6015	同左	同左	雄物川コミュニティセンター	○	
90	雄物川	ジョイワーク横手	雄物川町南形字下大巻 55	23-6663	23-6693	090-5833-0914	－	薬王堂雄物川店	○	
91	雄物川	雄物川保育園	雄物川町柏木字後田 7	23-6101	23-6151	090-7079-9889	0187-65-3578	樽見内保育園	○	
92	雄物川	雄物川小学校	雄物川町今宿字鳴田 35	22-2800	22-2830	－	－	雄物川小学校	○	
93	雄物川	にこにこキッズ雄物川	雄物川町今宿字鳴田 35	090-7797-9725	22-4517	090-9424-8295	同左	雄物川小学校	○	
94	雄物川	にこにこキッズ雄物川Ⅲ	雄物川町今宿字鳴田 1	080-9257-2024	22-4517	090-9424-8295	同左	雄物川小学校	○	
95	大森	デイサービスウエスト・リバー	大森町袴形字西神成 7-2	23-7027	23-7028	090-5843-0194	同左	大森体育館	○	
96	大森	有料老人ホームやわらぎ	大森町字町田 34-7	38-8871	38-8886	同左	同左	高齢者等保健福祉センター	○	
97	大森	ショートステイくつろぎの里おおもり	大森町板井田字タモノ木 148-1	56-4088	56-4089	同左	同左	大森体育館	○	
98	大森	樹の里　おおもり	大森町字町田 39-1	26-8930	26-8931	同左	同左	高齢者等保健福祉センター	○	

資料 16－１　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設等 6

要配慮者利用施設

通番	地域	施　設　名	住　　所	平日		夜間・休日		避難先	洪水エリア	
				緊急連絡先	ＦＡＸ	緊急連絡先	ＦＡＸ		雄物川	横手川
99	大森	大森保育園	大森町字大森 293-1	26-3132	38-8199	26-2104	－	高齢者等保健福祉センター	○	
100	大森	川西保育園	大森町袴形字南越前林 1	26-2133	26-2133	090-7663-8143	52-3405	大森体育館	○	
101	大森	大森小学校	大森町字中田 1-4	26-2048	56-4005	－	－	高齢者等保健福祉センター	○	
102	大森	学童保育「おおもり」	大森町字中田 1-4	26-2552	26-2552	26-2439	－	高齢者等保健福祉センター	○	
103	十文字	特別養護老人ホーム花むつみ	十文字町睦合字川井川 47	55-3315	55-3316	同左	同左	十文字西地区交流センター	○	
104	十文字	有料老人ホームいなお	十文字町仁井田字八萩 73-4	47-7170	47-7710	090-8783-8532	同左	十文字地区交流センター	○	
105	十文字	デイサービスアクティブ	十文字町十五野新田字十文字下タ 6-6	23-8501	23-8521	同左	同左	十文字地区交流センター	○	
106	十文字	炭酸の湯ほっとデイ　花むつみ	十文字町睦合宿屋布 14-8	55-3315	55-3316	同左	同左	十文字西地区交流センター	○	
107	十文字	ひかりサロンラッキー	十文字町仁井田字東 22-1	070-8503-8486	38-8767	070-5809-8486	同左	十文字地区交流センター	○	
108	大雄	グループホーム悠々庵花ごよみ	大雄字西館合 75	56-5855	56-5856	同左	同左	大雄地区交流センター	○	
109	大雄	大雄福祉センター指定通所介護事業所	大雄字大関 310	52-3311	52-3444	同左	同左	大雄地区交流センター	○	
110	大雄	たいゆう保育園	大雄字田村 72	23-7158	23-7159	090-2029-0671	同左	大雄地区交流センター	○	
111	大雄	横手明峰中学校	大雄字藤巻西 10	38-8500	52-3901	090-3640-7385	－	大雄小学校	○	

資料 17－１　水防協力団体指定要領
（県水防計画資料編 11 章　11-1 転記）

○○市（町、村）水防協力団体指定要領

１．通則

○○市（町、村）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

２．水防協力団体の要件（法第36 条第1 項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

３．水防協力団体の業務（法第37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

（１）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動

（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

（３）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

（４）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

（５）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

（６）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

４．水防協力団体の申請方法（法第36 条第1 項・第3 項関係）

（１）水防協力団体の要件を満たす者で、○○市（町、村）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「○○市（町、村）水防協力団体指定申請書」（資料１０－２）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料１０－３）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。

（２）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

５．水防協力団体の指定（法第36 条第2 項・第4 項関係）

（１）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「○○市（町、村）水防協力団体認定書」（資料１０－４）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

（２）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

６．その他

（１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和○○年○○月○○日から施行する。

資料 17－2　水防協力団体指定申請書
（県水防計画資料編 11 章　11-2 転記）

○○市（町、村）水防協力団体指定申請書

年　月　日

○○市（町、村）水防管理者
○○市（町、村）長　　様

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

水防法第３６条第１項及び○○市（町、村）水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、○○市（町、村）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料１０－３）を添えて申請します。

資料 17－3　水防協力団体協力活動業務計画書
（県水防計画資料編 11 章　11-3 転記）

水防協力団体協力活動業務計画書

年　　月　　日

○○市（町、村）水防管理者
○○市（町、村）長　　様

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

○○市（町、村）の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

※自由記載
【記載例】

平時の活動事例

・　土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
・　水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
・　講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
・　小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
・　水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
・　水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

・　土のうの袋詰めや運搬
・　子どもやお年寄りなどの救護
・　住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
・　土のう袋など水防資器材の設備等の提供
・　水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。
※自由記載

資料 17－4　水防協力団体認定書
（県水防計画資料編 11 章　11-4 転記）

○○市（町、村）水防協力団体認定書

年　月　日

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代　表　者○○○○　様

○○市（町、村）水防管理者
○○市（町、村）長

水防法第３６条第１項及び○○市（町、村）水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、貴団体を○○市（町、村）水防協力団体に指定します。

資料 17－5　水防協力団体との水防協働活動実施要領
（県水防計画資料編 11 章　11-5 転記）

○○市（町、村）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1．通則

○○市（町、村）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに○○市（町、村）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

2．水防団等と水防協力団体との連携（水防法第38 条関係）

水防法第36 条及び○○市（町、村）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3．活動報告書の提出（水防法第39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料１０－６）を提出させることができる。

4．情報提供等（水防法第40 条関係）

水防管理者は、○○市（町、村）水防協力団体指定要領４に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

5．その他

（1）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、その都度改訂するものとする。

（2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和○○年○○月○○日から施行する。

資料 17－6　水防協力団体協力活動報告書
（県水防計画資料編 11 章　11-6 転記）

○○市（町、村）水防協力団体協力活動報告書

年　月　日

○○市（町、村）水防管理者
○○市（町、村）長　　様

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、○○市（町、村）水防協力団体との水防協働活動実施要領第３の規定に基づき提出します。